

小 山 町
公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

平成29年3月
(令和4年3月改訂)

静 岡 県 小 山 町

目 次

1	公共施設等総合管理計画について	1
	（1）計画策定の背景と目的	1
	（2）計画の期間	1
	（3）計画の対象範囲	2
	（4）計画の位置づけ	2
2	小山町の概要	3
	（1）地勢	3
	（2）沿革	3
	（3）立地特性等	4
3	公共施設等の現況及び将来の見通し	5
3-1	人口の推移	5
	（1）人口の推移	5
3-2	財政の状況	7
	（1）歳入	7
	（2）歳出	8
	（3）指標からみた財政状況	9
3-3	公共建築物の現況	12
	（1）公共建築物の整備状況と保有量の推移	12
	（2）施設別の状況	13
	（3）人口1人あたりの延床面積	14
	（4）公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率	16
	（5）耐震状況	17
	（6）他自治体との連携	17
	（7）公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用の推計	18
3-4	土木インフラの現況	19
	（1）土木インフラの保有状況	19
	（2）土木インフラの年度別修繕・更新費用	20
3-5	今後の見通し	21
	（1）将来人口（第5次小山町総合計画）	21
	（2）歳出決算における普通建設事業費等の推移	23
	（3）公共建築物における更新の可能性	25
	（4）長寿命化計画による維持管理・更新費用の削減効果	26
	（5）土木インフラにおける更新の可能性	27
4	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	28
4-1	基本的な考え方	28
	（1）計画期間	28
	（2）全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策	28
	（3）基本的な方向性	29
	（4）PDCAサイクルの推進等に係る方針	29

4-2	公共建築物に関する方針	30
(1)	現状や課題に関する基本認識	30
(2)	公共建築物に関する基本方針	32
(3)	公共建築物に関する基本的な考え方	35
4-3	土木インフラに関する方針	37
(1)	土木インフラに関する現状と課題	37
(2)	土木インフラに関する基本方針	37
(3)	土木インフラの管理に関する基本的な考え方	38
5	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	40
5-1	公共建築物に関する方針	40
(1)	施設類型の考え方	40
(2)	類型別の方針	42
5-2	土木インフラに関する方針	46
(1)	類型別の方針	46
6	計画の推進に向けて	47
(1)	全庁的な取組体制の構築	47
(2)	資産の公表の検討	47
	参考資料	48
(1)	施設の老朽化の状況	48
(2)	地域防災計画における施設の位置づけ	53

1 公共施設等総合管理計画について

(1) 計画策定の背景と目的

小山町（以下、「本町」という。）は、人口減少や少子高齢化が進行し、地域の活力低下が課題となっている一方で、首都圏からのアクセスも良く、現在交通ネットワークの充実が図られつつあり、豊かな自然環境や世界文化遺産富士山をはじめとする多くの観光資源を有することや、推進中の工業団地への企業の進出等により、地域産業の発展や交流人口の増大が期待されています。

本町では、令和3年3月に「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」を目指す将来像とした「第5次小山町総合計画」を策定し、まちづくりを進めています。

しかしながら、近年、行政サービスを支える公共建築物及び土木インフラ（以下、「公共施設等」という。）の多くが修繕・更新時期を迎えており、今後、本町の公共施設等を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっていくことが予測されます。

また、国は地方公共団体の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請し、本町においても平成28年度に本町が保有する公共施設等について、施設に対する安全性の確保、機能性の維持及び長寿命化等を図ることを目的に、総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針をとりまとめた「小山町公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

今回、現計画が策定後5年を経過すること、また国から令和3年度中に現在の計画の見直しを求められていることから、現計画策定後の本町における公共施設等を取り巻く環境の変化や町政の状況の変化を反映し、計画を改訂します。

更には、地球温暖化対策の推進に関する法律により、公共施設等における温室効果ガスの排出量の削減等が求められていることから、本町が保有する公共施設等についても、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 計画の期間

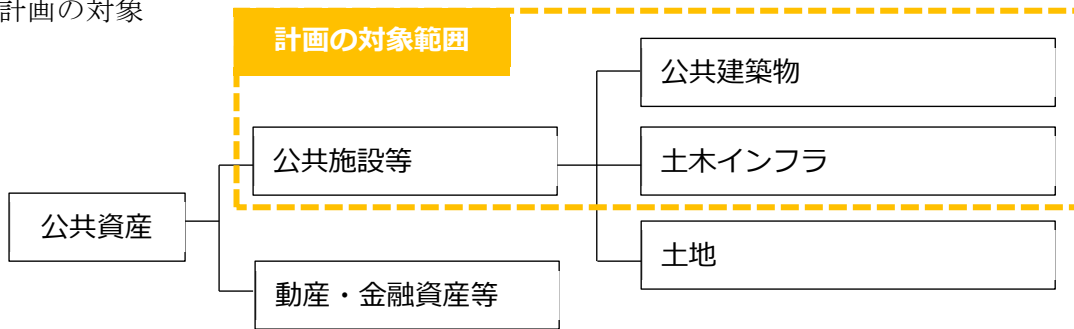
本計画は、計画の期間を令和4年度（2022年度）から令和43年度（2061年度）までの40年間とし、人口や財政状況の見通し等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間：令和4年度から令和43年度までの40年間

(3) 計画の対象範囲

本計画は、本町が保有または管理する公共資産のうち、動産・金融資産等及び土地を除く、全ての公共建築物及び土木インフラを対象とします。

■ 計画の対象

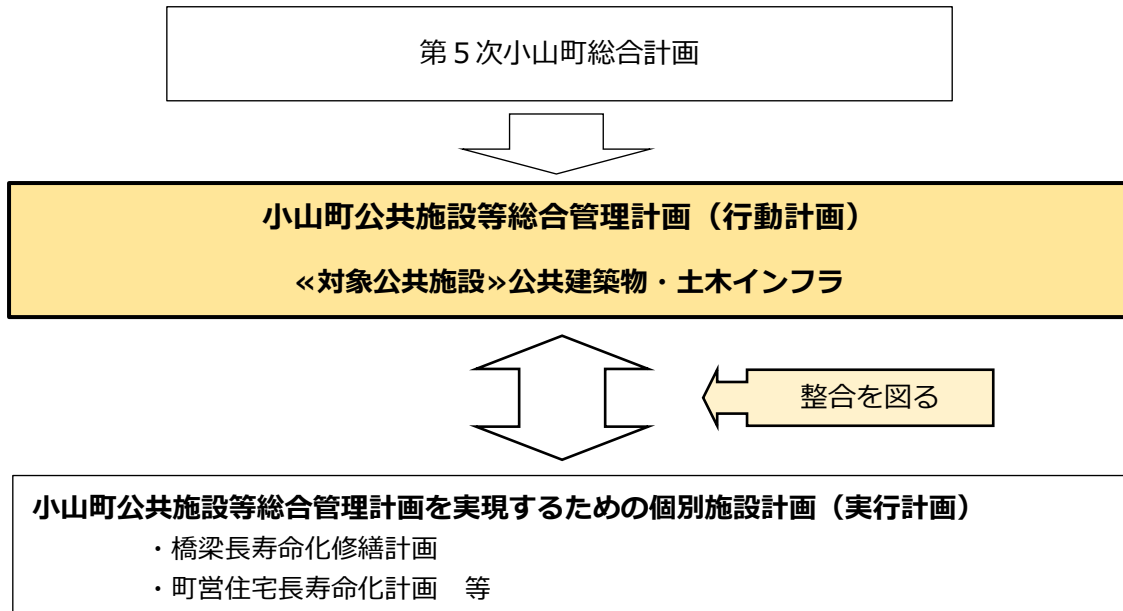


(4) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次小山町総合計画」を上位計画とし、公共施設等の総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針を定める計画とします。

また、本計画を上位計画として、必要に応じて施設類型別の個別施設を対象とした維持管理に関する計画（個別施設計画）を取りまとめ、各個別施設等の改修規模や時期を総合的に調整し、個別計画に反映させる等、公共施設マネジメントの推進を図ります。

■ 計画の位置づけ及び計画体系



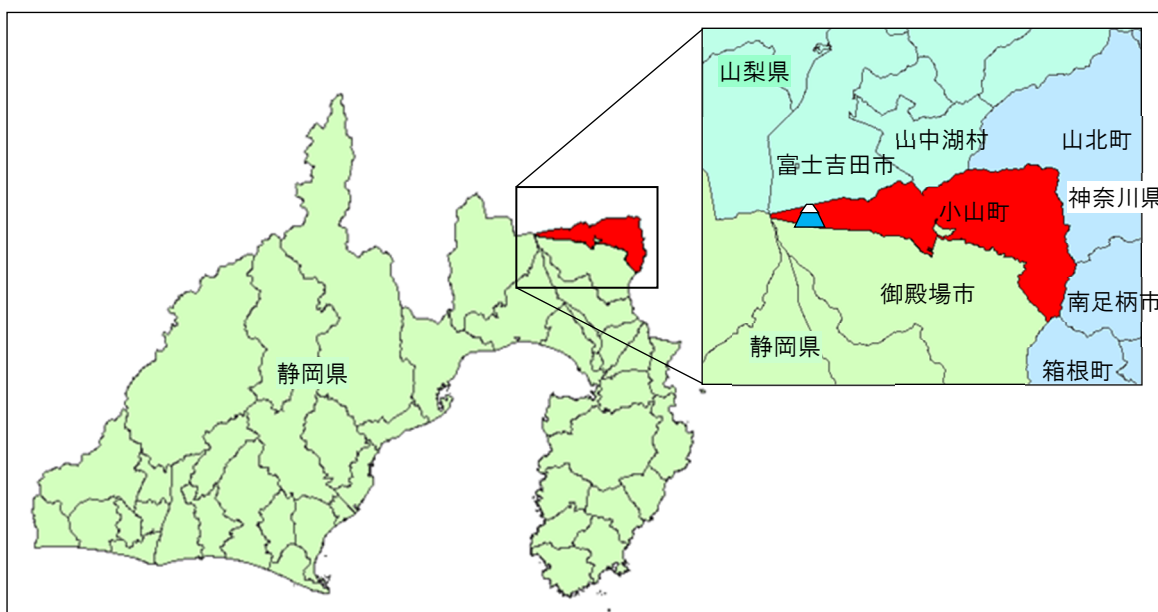
2 小山町の概要

(1) 地勢

本町は、東西に26.04 k m、南北に13.33 k m、面積が135.74 k m²を有する町で、静岡県最北東に位置して東西に細長い形状をしており、北は山梨県（富士吉田市、山中湖村）、東は神奈川県（山北町、南足柄市、箱根町）、南は御殿場市に接しています。

本町は山地に囲まれた盆地状をなし、河川は源を富士山・箱根山系に発する鮎沢川が、馬伏川・須川・野沢川を合して東に流れ、酒匂川となって相模湾に注いでいます。

■小山町の位置



(2) 沿革

明治22（1889）年の町村制施行により六合村・菅沼村・足柄村・北郷村・須走村が発足しました。その後、大正元（1912）年に六合村と菅沼村が合併し、小山町となりました。

その後、昭和30（1955）年に足柄村、昭和31（1956）年に北郷村と須走村が編入、昭和32（1957）年に一部が御殿場市へと編入し、現在の町域となっています。

(3) 立地特性等

本町は、モータースポーツの聖地である富士スピードウェイや、日本のさくら名所百選に選ばれた全国一広い公園墓地である富士霊園等の大規模な集客施設が立地しています。また本町は、東京まで90km圏内にあり、町内には東名高速道路や国道246号が通過するとともに、JR御殿場線と小田急小田原線の相互乗り入れにより新宿駅と直結するなど、首都圏に近接する交通の要となっています。更に、平成30年度に東名高速道路足柄SAへのスマートICの設置、令和5年度を目標に新東名高速道路の開通と（仮称）小山PAへのスマートICの設置に向けた取り組みが進められており、今後交通ネットワークがますます充実します。

文化財としては、平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山のほか、国の登録文化財の建造物として、豊門公園内の建造物、森村橋及び松村家住宅主屋が指定されています。

3 公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1 人口の推移

(1) 人口の推移

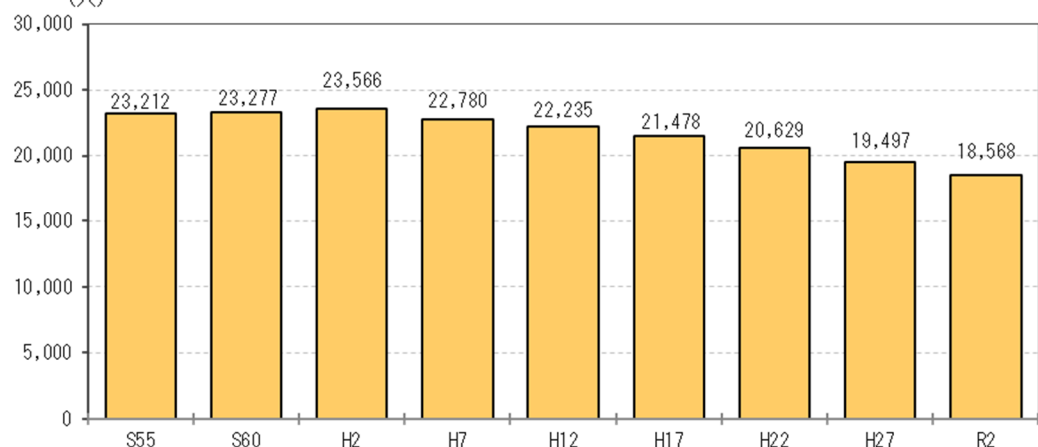
昭和55年以降の本町の人口は、平成2年の23,566人をピークに減少が続いており、令和2年には18,568人（国勢調査）となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口は昭和60年をピークとして、生産年齢人口は平成2年をピークとして、それぞれ減少している一方、老年人口は一貫して増加しています。

年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合のそれぞれで減少傾向となっていますが、老年人口割合は増加しており、令和2年（国勢調査）では30.1%となっています。

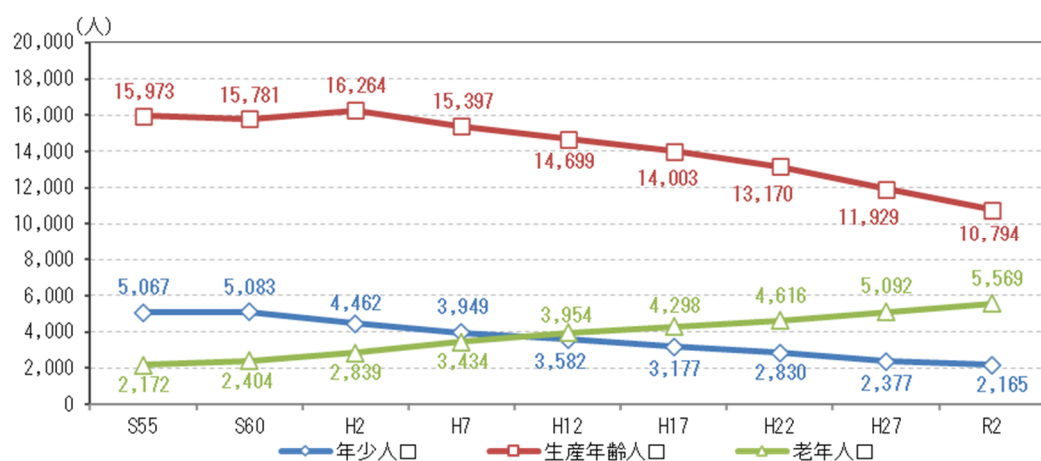
なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）における本町の将来人口推計では今後も人口減少が続き、令和27年には12,000人を割り込むことが推計されています。特に年少人口は、令和2年から令和27年にかけて、2,165人から906人まで減少することが推計されています。

■人口の推移 (人)



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口の推移 (人)

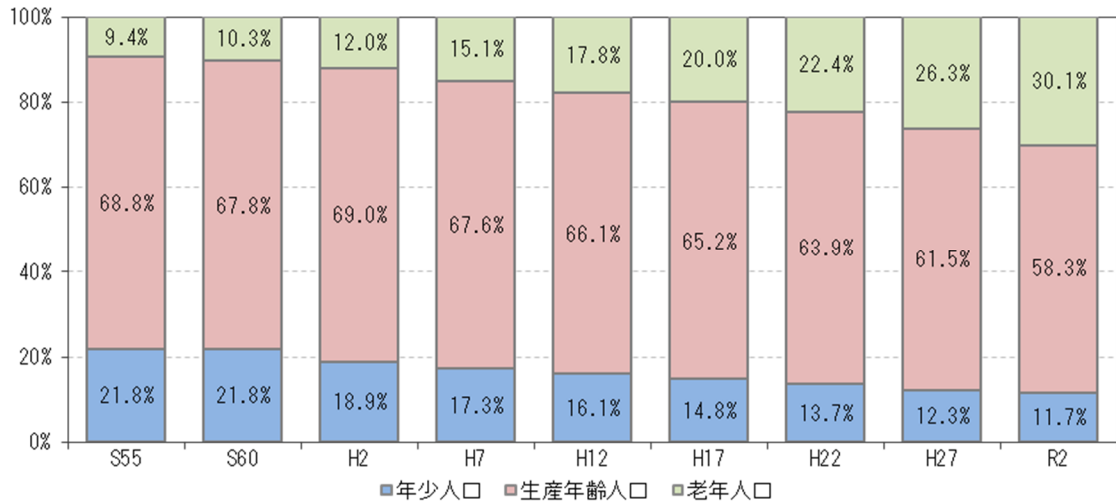


注：年齢不詳を除く。

資料：国勢調査

小山町公共施設等総合管理計画

■年齢3区分別人口割合の推移

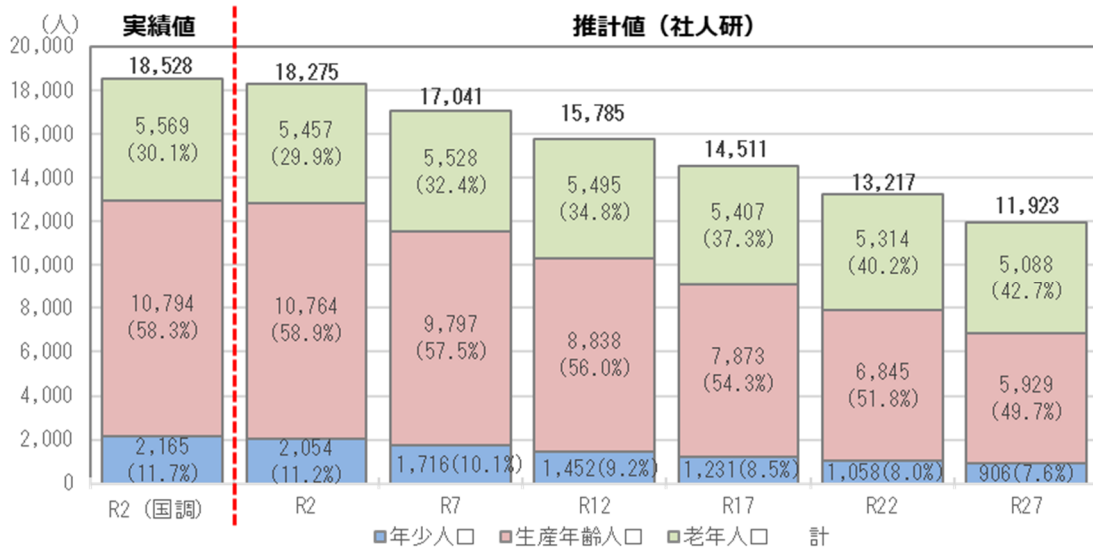


注1：端数処理の関係で、割合の合計が100%とならない年度がある。

注2：年齢不詳を除く。

資料：国勢調査

■年齢3区分別将来人口の推計



注1：端数処理の関係で、割合の合計が100%とならない年度がある。

注2：年齢不詳を除く。

資料：『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）国立社会保障・人口問題研究所
国勢調査（令和2年）

3-2 財政の状況

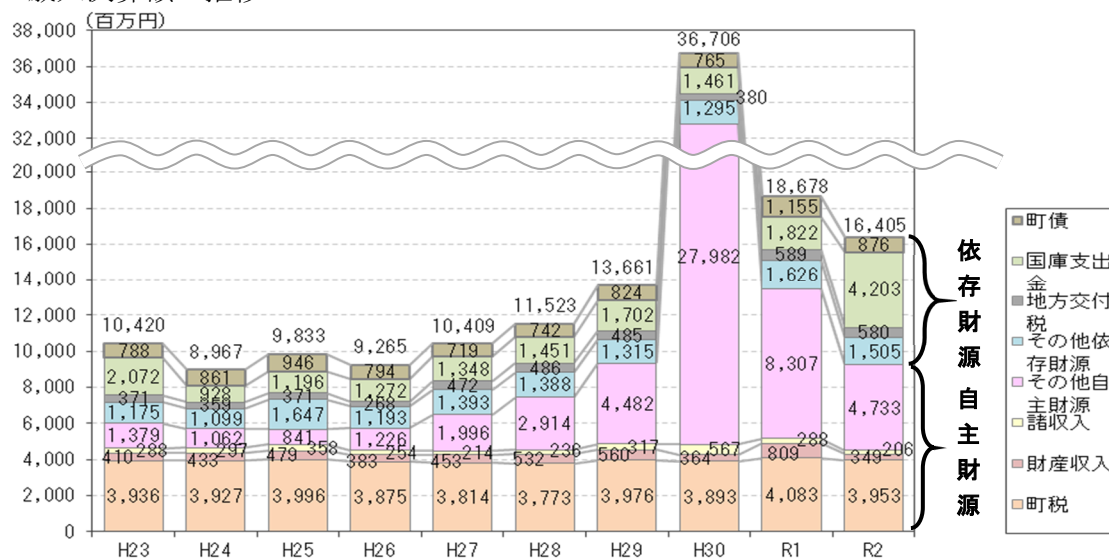
(1) 歳入

平成23年度から令和2年度までの普通会計決算の歳入は約90～367億円で推移しており、過去10年間の平均額は約145.9億円/年となっています。このうち町税は、平成23年度の約39.4億から平成28年度の約37.7億円まで減少傾向にありましたが、平成29年度から令和2年度は約39～41億円で推移しています。

なお、平成27年度以降のその他自主財源の突出は、ふるさと納税による寄付金の増加によるものです。

町税等の自主財源と、地方交付税等の依存財源の割合をみると、令和2年度は、歳入全体に占める自主財源の比率は56.3%で、過去10年間の平均65.4%に比べて約9ポイント低くなっています。

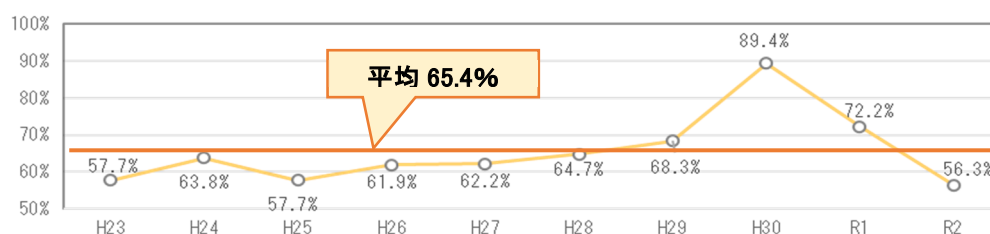
■歳入決算額の推移



注：端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない年度がある。

出典：総務省 市町村別決算状況調（令和2年度は小山町 令和2年度 地方財政状況調査表）

■自主財源比率の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調（令和2年度は小山町 令和2年度 地方財政状況調査表）

普通会計	地方公共団体ごとに会計区分が一律ではないことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（上水道・下水道等）や国民健康保険事業特別会計等以外の会計を一つの会計としてまとめたものです。
自主財源	町が自主的に収入できる歳入のことで、町税、分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入、財産収入、寄付金、繰入金などがあります。
依存財源	町が自主的に収入できない歳入のことで、国庫支出金、県支出金、交付金、町債などがあります。

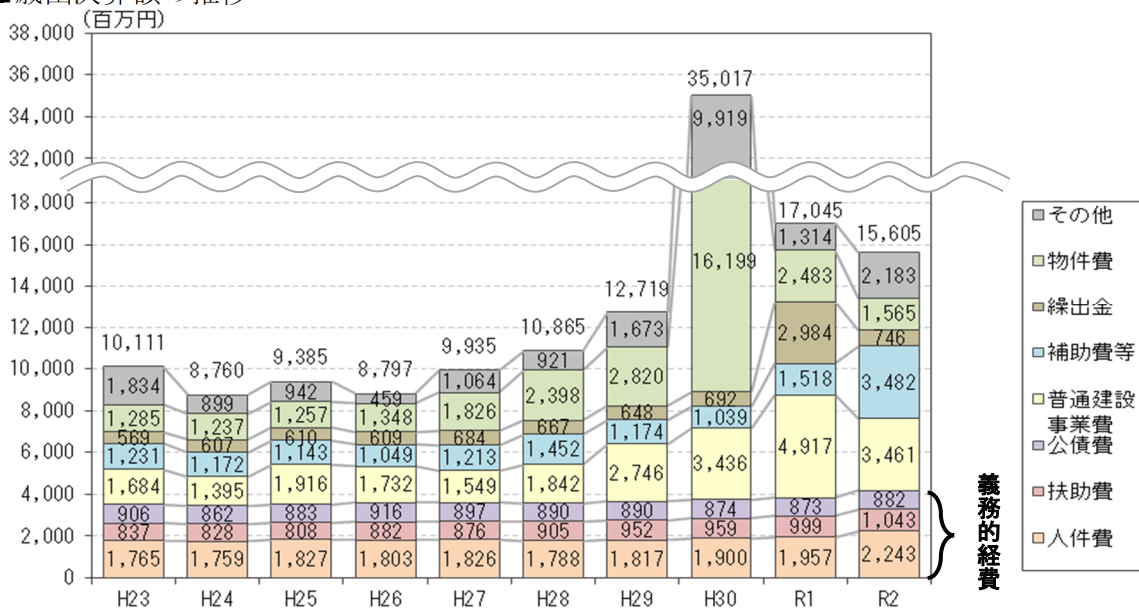
(2) 歳出

平成23年度から令和2年度までの普通会計決算の歳出は約88～350億円で推移しており、過去10年間の平均額は約138.2億円/年となっています。このうち人件費は、平成23年度は約17.7億円でしたが、令和2年度は約22.4億円と約4.7億円増加しています。これは、小山町の施策である「三来拠点事業」や、公共施設の増加等によるものであり、今後更なる増大が懸念されます。

一方、物件費は、平成23年度から令和2年度までの間に約12.4～162.0億円で推移しております。平成27年度以降の増加は、ふるさと増税の返礼品に関する費用等によるものです。

歳出のうち、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は約34～42億円で増加傾向にあり、普通建設事業費を確保していくことが厳しくなることが予測されます。

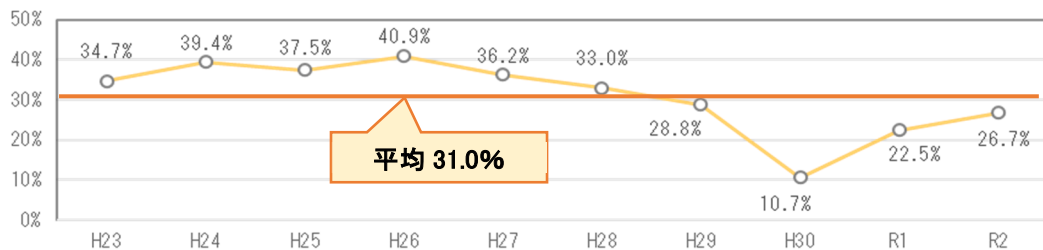
■歳出決算額の推移



注：端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない年度がある。

出典：総務省 市町村別決算状況調（令和2年度は小山町 令和2年度 地方財政状況調査表）

■歳出に占める義務的経費の割合の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調（令和2年度は小山町 令和2年度 地方財政状況調査表）

義務的経費 | 法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているもので任意では削減できない経費であり、人件費・扶助費・公債費が該当する。

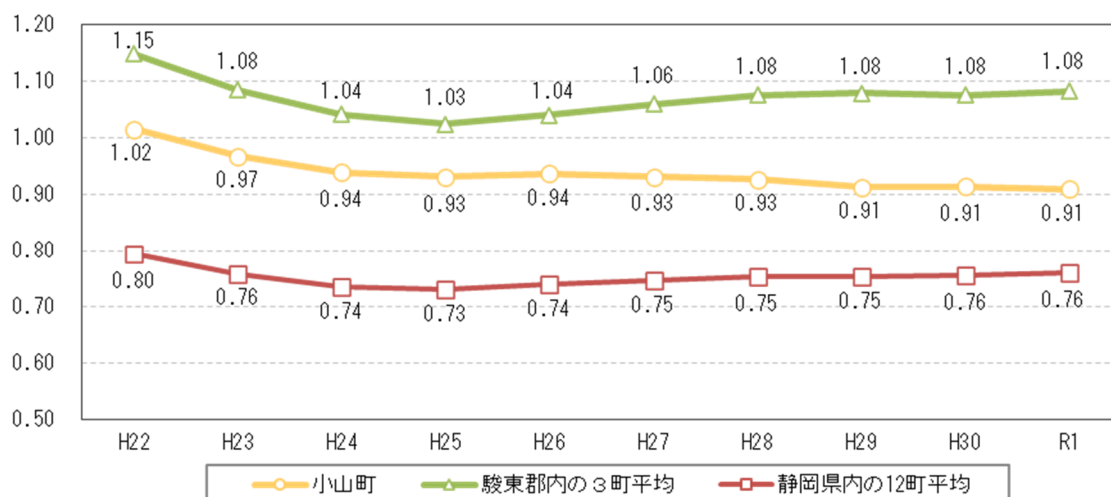
(3) 指標からみた財政状況

① 財政力指数

財政力指数（3か年平均）は、平成22年度の1.02をピークに減少傾向にあります。令和元年度は0.91となっており、駿東郡内の3町平均の1.08に比べて0.17ポイント低く、静岡県内の12町平均の0.76と比べて0.15ポイント高くなっています。

本町では、平成22年度までは、単年の財政力指数が1を超えていたため、国からの普通交付税が交付されていませんでしたが、平成23年度以降は財政力指数が1を下回ったため、普通交付税が交付されています。

■ 財政力指数の推移



注1：「静岡県内の12町平均」は、基準財政需要額、基準財政収入額の加算による加重平均値。

注2：「駿東郡内の3町平均」は、3町の財政力指数の単純平均値。

出典：静岡県 県内市町における財政力指数

■ 町別財政力指数（令和元年度）

町名	財政力指数	町名	財政力指数	町名	財政力指数
駿東郡 小山町	0.91	周知郡 森町	0.60	賀茂郡 河津町	0.44
清水町	0.97	榛原郡 吉田町	0.94	南伊豆町	0.32
長泉町	1.37	川根本町	0.36	松崎町	0.30
田方郡 函南町	0.83	賀茂郡 東伊豆町	0.63	西伊豆町	0.30

出典：静岡県 県内市町における財政力指数

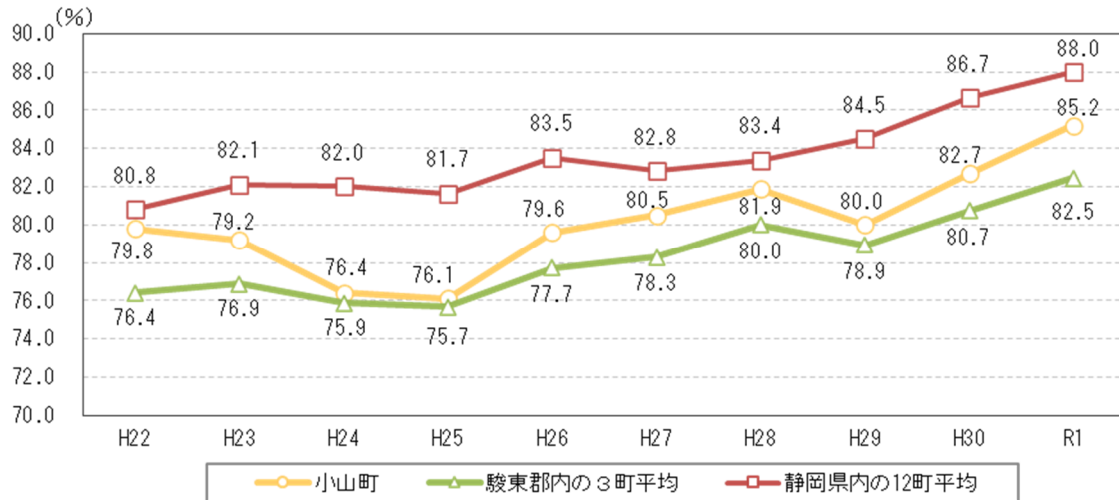
財政力指数 | 地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値です。この数値が1に近く、あるいは1を超えるほど余裕財源を保有することになります。単年度の指数が1を超えると普通交付税は交付されなくなります。

② 経常収支比率

経常収支比率は、平成22年度から平成25年度までは減少傾向にありましたが、平成26年度から上昇に転じ、令和元年度は85.2%とやや高くなっています。

駿東郡内の3町平均、静岡県内の12町平均と比べるとやや高い比率で推移しています。

■ 経常収支比率の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調

■ 町別経常収支比率（令和元年度）

（単位：%）

町名	経常収支比率	町名	経常収支比率	町名	経常収支比率			
駿東郡	小山町	85.2	周知郡	森町	91.3	賀茂郡	河津町	88.7
	清水町	87.6	榛原郡	吉田町	90.4		南伊豆町	87.9
	長泉町	74.6		川根本町	92.9		松崎町	86.1
田方郡	函南町	91.1	賀茂郡	東伊豆町	88.9		西伊豆町	91.1

出典：総務省 市町村別決算状況調

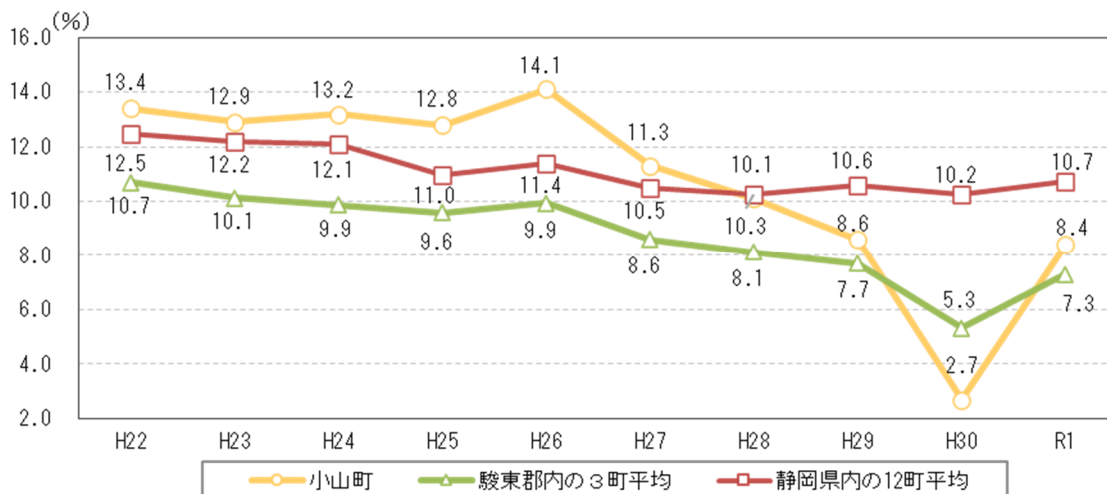
経常収支比率 | 人件費や扶助費等の経常的な経費が、町税や普通交付税などの経常的な収入に占める割合です。80%が健全財政の上限で、これを超えると財政が硬直化しているといわれています。

③ 公債費負担比率

公債費負担比率は、平成26年度の14.1%をピークに、その後減少傾向にありましたが、令和元年度は上昇に転じ、8.4%となっています。

令和元年度でみると、駿東郡内の3町平均は7.3%、静岡県内の12町平均は10.7%であり、駿東郡内の3町平均より高く、静岡県内の12町平均よりも低くなっています。

■ 公債費負担比率の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調

■ 町別公債費負担比率（令和元年度）

（単位：%）

町名	公債費負担比率	町名	公債費負担比率	町名	公債費負担比率			
駿東郡	小山町	8.4	周知郡	森町	11.9	賀茂郡	河津町	11.3
	清水町	10.5	榛原郡	吉田町	12.4		南伊豆町	10.1
	長泉町	3.0		川根本町	13.8		松崎町	10.3
田方郡	函南町	10.5	賀茂郡	東伊豆町	13.1		西伊豆町	13.3

出典：総務省 市町村別決算状況調

公債費負担比率

公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

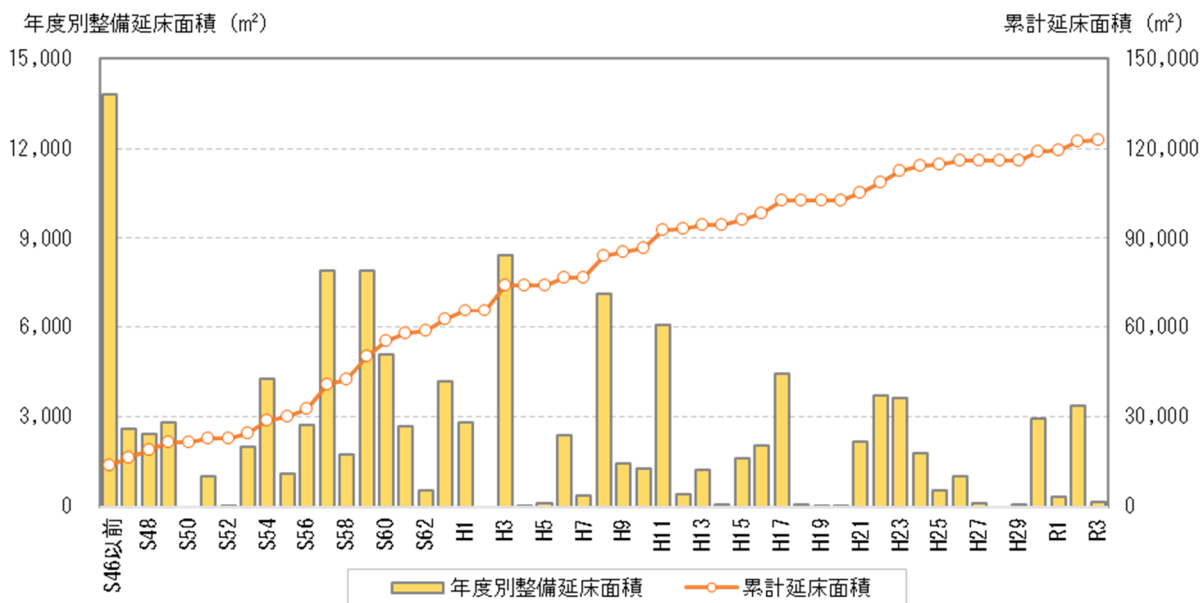
3-3 公共建築物の現況

(1) 公共建築物の整備状況と保有量の推移

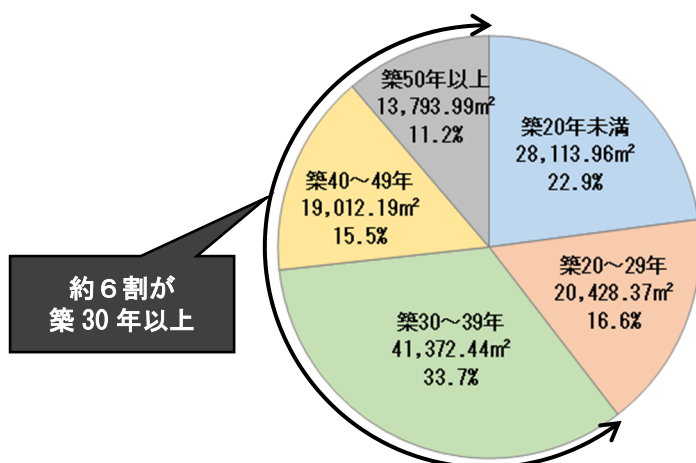
令和3年12月末現在、本町が保有する建築物は102施設231棟、累計延床面積は122,720.95㎡となっています。昭和47年以降の建築年別の整備延床面積では、平成3年が8,452.87㎡で最も多く、次いで昭和57年が7,938.03㎡、昭和59年が7,927.76㎡となっています。

建築年区別の延床面積割合をみると、築30～39年が33.7%で最も多く、次いで築20年未満が22.9%となっており、築30年以上の割合は60.4%と約6割となっています。

■ 公共建築物の整備状況と保有量の推移



■ 建築年区別延床面積割合



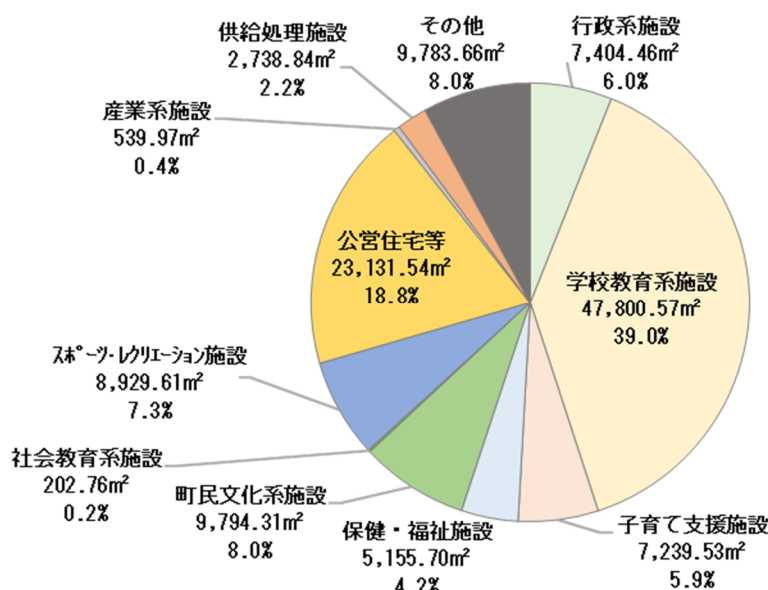
注：端数処理の関係で、割合の合計が100%とならない。

(2) 施設別の状況

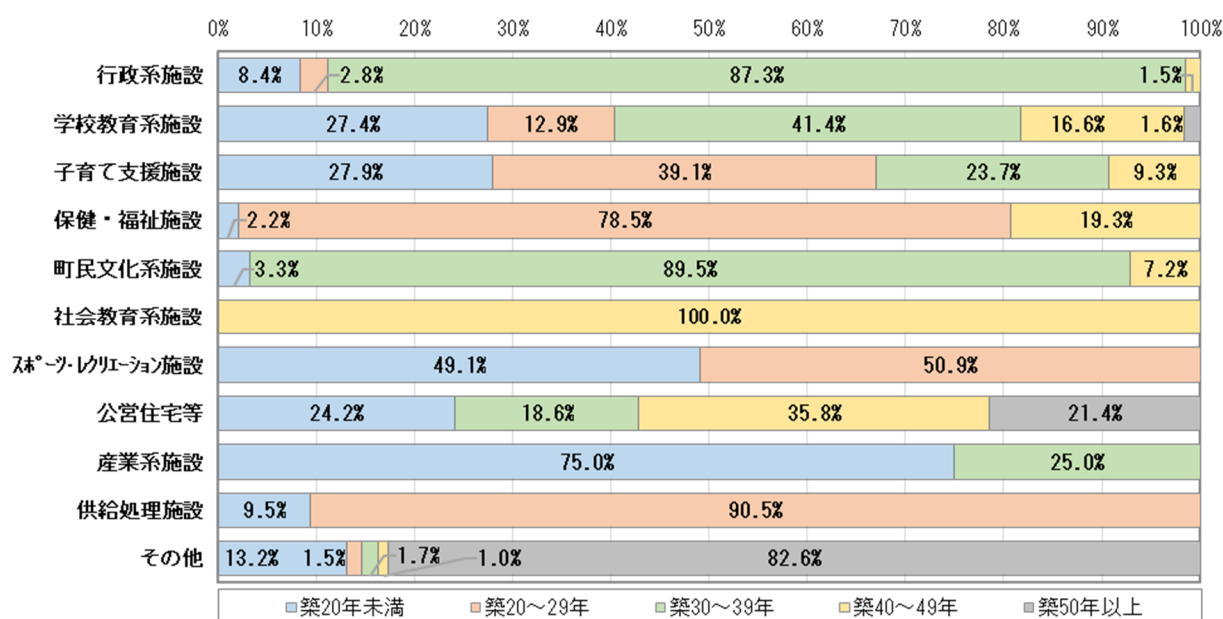
施設別の延床面積割合をみると、学校教育系施設が39.0%で最も多く、次いで公営住宅等が18.8%、町民文化系施設が8.0%、その他が8.0%、スポーツ・レクリエーション施設が7.3%となっています。

施設別建築年区別でみると、行政系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、その他では8割以上が築30年以上となっています。一方、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設、供給処理施設では7割以上が築30年未満となっています。

■施設別延床面積割合



■施設別建築年区別延床面積割合



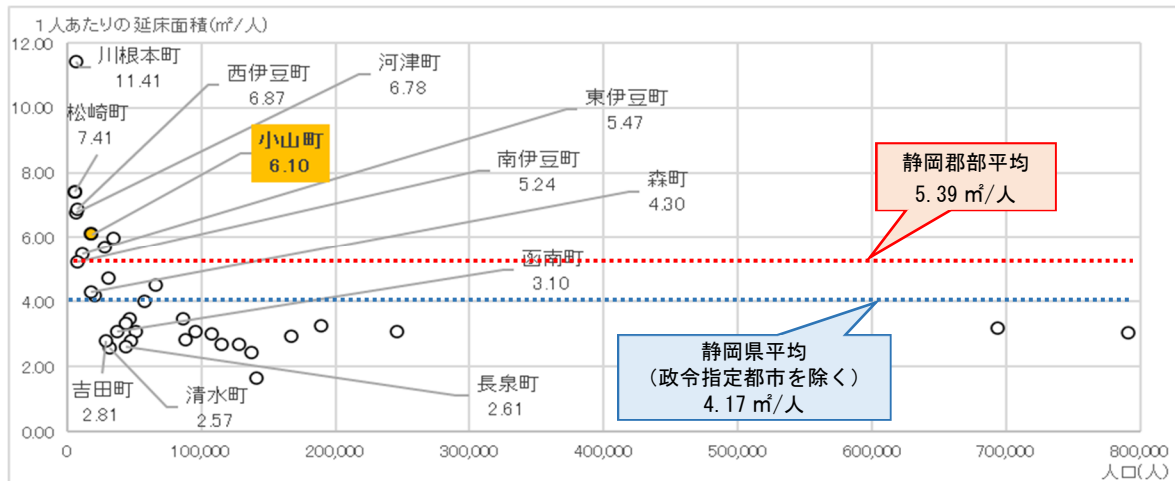
注：端数処理の関係で、割合の合計が100%とならない施設がある。

(3) 人口1人あたりの延床面積

① 公共施設全体

本町の1人あたりの延床面積は6.10㎡/人で、静岡県郡部平均(5.39㎡/人)や静岡県(政令指定都市を除く)平均(4.17㎡/人)と比べると高く、県内23市12町の中では、5番目に高い水準となっています。

■人口1人あたりの公共施設延床面積



出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調(公有財産のうち行政財産 令和元年度末現在)

■静岡県内市町別1人あたり延床面積(○囲みの数字は1人あたり延床面積が広い順の1~10位)

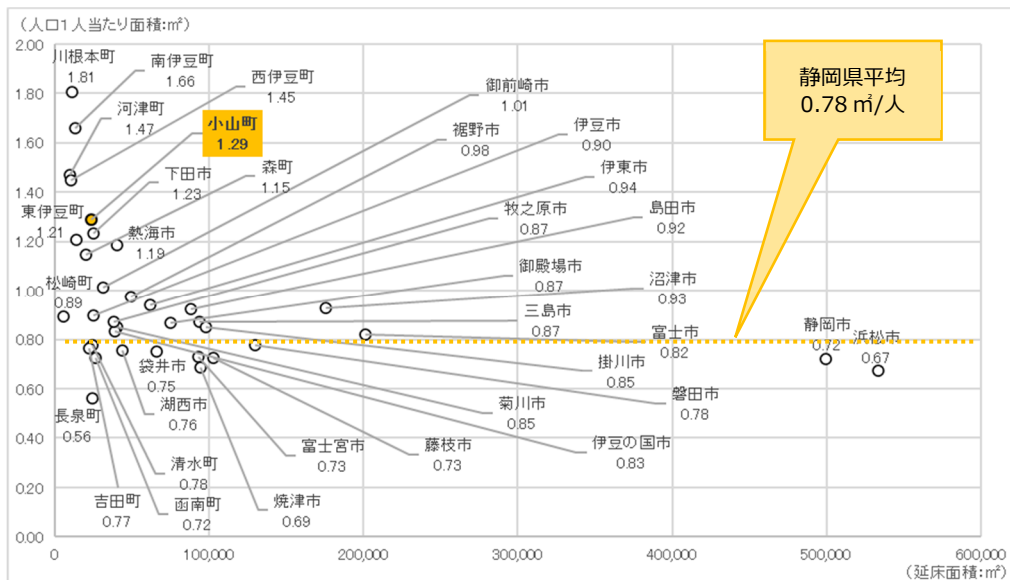
市町	人口(人)	延床面積(㎡)	1人あたり延床面積(㎡/人)	市町	人口(人)	延床面積(㎡)	1人あたり延床面積(㎡/人)
静岡市	693,389	2,203,511	3.18	御前崎市	31,103	146,622	⑩4.71
浜松市	790,718	2,419,235	3.06	菊川市	47,789	133,796	2.80
沼津市	189,386	618,070	3.26	伊豆の国市	46,804	162,514	3.47
熱海市	34,208	204,289	⑥5.97	牧之原市	43,502	144,618	3.32
三島市	107,783	325,994	3.02	東伊豆町	11,488	62,800	⑧5.47
富士宮市	128,105	346,052	2.70	河津町	6,870	46,591	④6.78
伊東市	65,491	296,492	4.53	南伊豆町	7,877	41,287	⑨5.24
島田市	95,719	295,090	3.08	松崎町	6,038	44,718	②7.41
富士市	245,392	757,773	3.09	西伊豆町	7,090	48,687	③6.87
磐田市	166,672	487,541	2.93	函南町	36,794	113,917	3.10
焼津市	136,845	334,122	2.44	清水町	31,710	81,420	2.57
掛川市	114,954	307,903	2.68	長泉町	43,336	113,045	2.61
藤枝市	141,342	234,982	1.66	小山町	18,568	113,239	⑤6.10
御殿場市	86,614	301,302	3.48	吉田町	28,919	81,279	2.81
袋井市	87,864	249,022	2.83	川根本町	6,206	70,823	①11.41
下田市	20,183	84,703	4.20	森町	17,457	75,058	4.30
裾野市	50,911	156,371	3.07	静岡県郡部平均			5.39
湖西市	57,885	232,981	4.02	静岡県平均			4.11
伊豆市	28,190	160,689	⑦5.70	静岡県平均(政令指定都市を除く)			4.17

出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調(公有財産のうち行政財産 令和元年度末現在)

② 小学校

本町の施設別延床面積にて、最も面積の占める割合が大きい学校教育施設のうち、小学校の人口1人あたりの延床面積は、1.29㎡/人で、静岡県平均の0.78㎡/人に比べて高くなっています。

■人口1人あたりの小学校延床面積



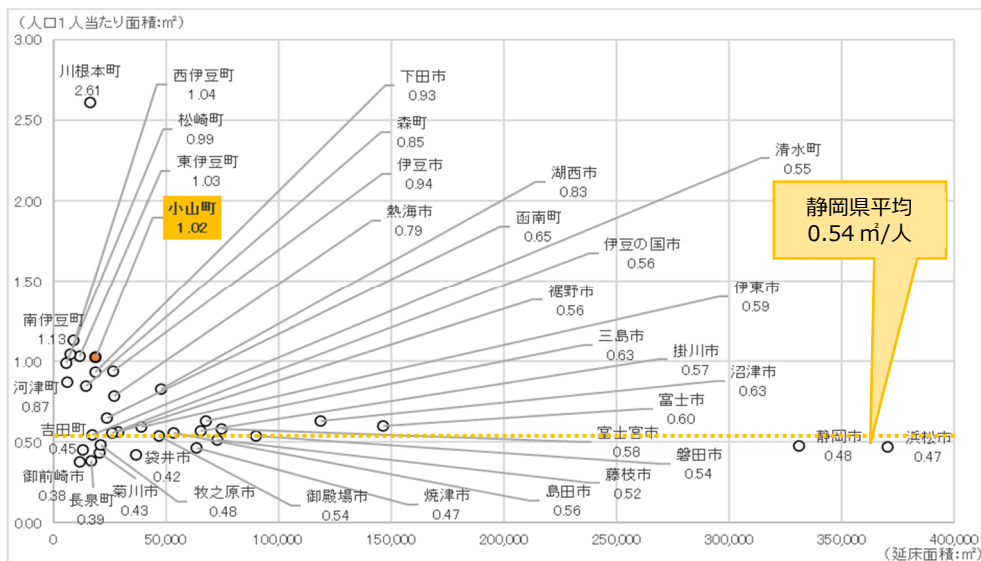
注：「静岡県平均」は、人口と面積の加算による加重平均値。

出典：人口は国勢調査（令和2年）、面積は公共施設状況調（令和元年度末）

③ 中学校

中学校の人口1人あたりの延床面積は、1.02㎡/人で、静岡県平均の0.54㎡/人に比べて高くなっています。

■人口1人あたりの中学校延床面積



注：「静岡県平均」は、人口と面積の加算による加重平均値。

出典：人口は国勢調査（令和2年）、面積は公共施設状況調（令和元年度末）

(4) 公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが出来ます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や、施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

有形固定資産減価償却率が100%に近いほど償却が進んでいることから、小山町では特に社会教育系施設、公営住宅等、産業系施設において、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

■ 公共施設等の有形固定資産減価償却率

分類名	取得価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
行政系施設	1,457,769	1,012,890	69.5%
学校教育系施設	9,189,656	5,549,221	60.4%
子育て支援施設	1,465,827	870,309	59.4%
保健・福祉・医療施設	1,692,947	865,800	51.1%
町民文化系施設	2,927,833	1,686,367	57.6%
社会教育系施設	22,829	22,829	100.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	2,698,491	1,172,495	43.5%
公営住宅等	2,947,743	2,444,157	82.9%
産業系施設	32,644	25,837	79.1%
供給処理施設	471,179	184,540	39.2%
その他	1,390,516	339,368	24.4%
合計	24,297,434	14,173,813	58.3%

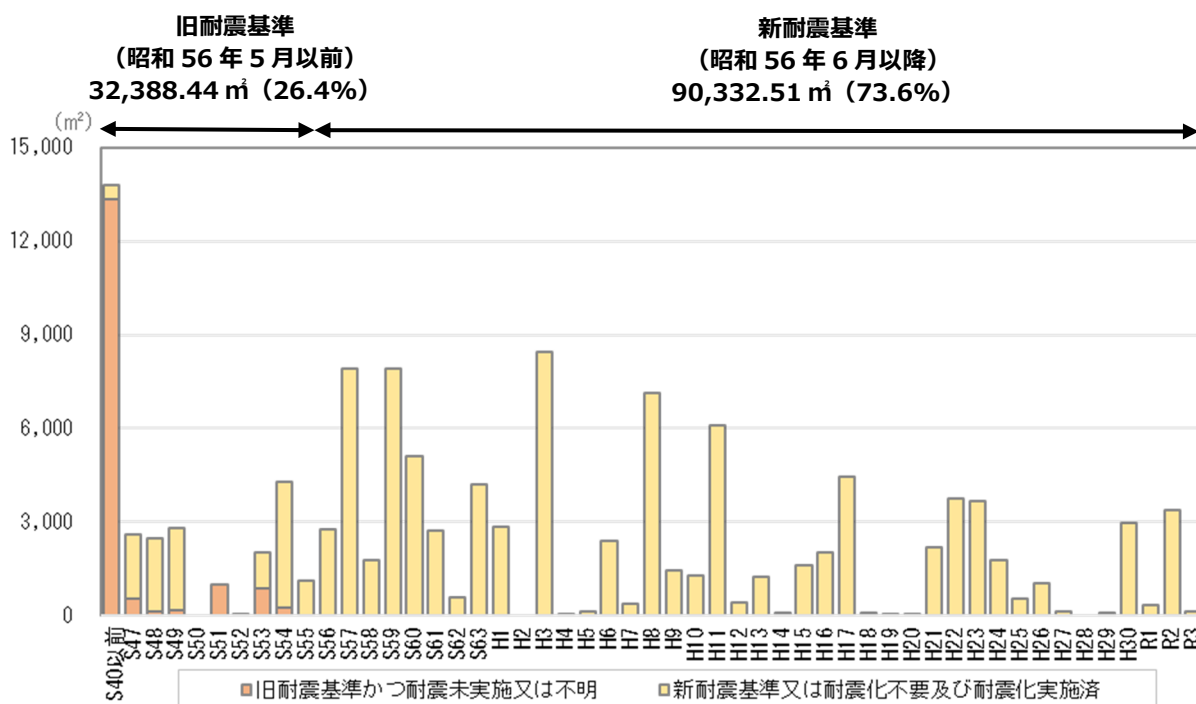
注：令和2年度以降に整備された施設を除く。

出典：令和元年度 小山町固定資産台帳

(5) 耐震状況

本町の公共建築物のうち、約26.4%が昭和56年5月以前の旧耐震基準で建設されていますが、学校を中心として耐震補強工事を進めてきており、現在の耐震化率は86.7%となっています。

■公共建築物の耐震化の状況



出典：小山町

(6) 他自治体との連携

本町では、以下の項目について、他自治体と連携して行政サービスを展開しています。

■他自治体との連携

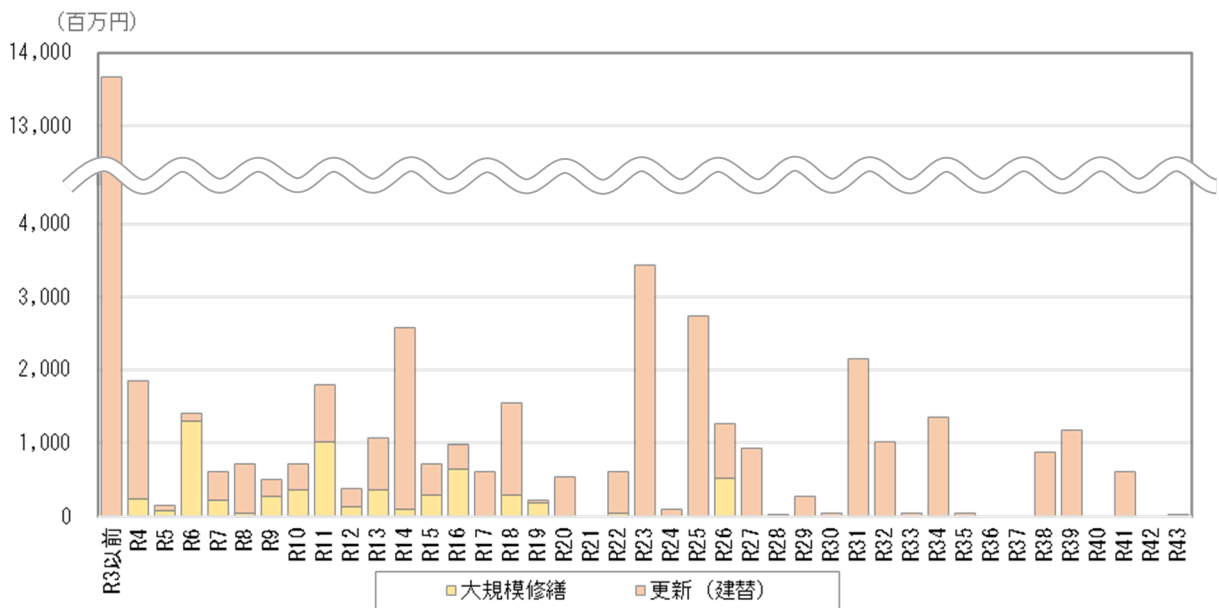
消防	御殿場市・小山町広域行政組合を運営
火葬場	御殿場市・小山町広域行政組合を運営
し尿処理・ ごみ処理	御殿場市・小山町広域行政組合を運営
障害者支援 施設	沼津市、富士宮市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町の5市4町で駿豆学園組合を運営

(7) 公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用の推計

建物の耐用年数をもとに、耐用年数の2分の1を経過した時点で大規模修繕を実施し、耐用年数を経過した時点で現在と同規模で更新（建替）を実施するとした場合、今後40年間（令和4年から令和43年まで）における大規模修繕及び更新にかかる費用は、大規模修繕が約60.5億円、更新（建替）費用が約405.4億円（令和3年以前の未更新分を含む）で、合計約465.9億円の費用がかかると推計されます。

なお、令和3年以前に耐用年数の2分の1を経過していても大規模修繕を実施していない建物もあることから、実際の費用は更に増加することが考えられます。

■年度別公共建築物の大規模修繕・更新費用の推計



注1：既に更新（建替）時期を迎えている建物の更新（建替）費用については、令和3年度以前に計上している。

注2：既に大規模修繕時期を迎えている建物の大規模修繕費用については、試算から除外している。

※大規模修繕及び更新（建替）の単価は、以下のとおりとします。

種類	大規模修繕 (千円/m ²)	更新 (千円/m ²)	種類	大規模修繕 (千円/m ²)	更新 (千円/m ²)
行政系施設	250	400	スポーツ・レクリエーション施設	200	360
学校教育系施設	170	330			
子育て支援施設	170	330	公営住宅等	170	280
保健・福祉施設	200	360	産業系施設	250	400
町民文化系施設	250	400	供給処理施設	200	360
社会教育系施設	250	400	その他	200	360

注：種類及び単価は、（一財）地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10に基づく。

3-4 土木インフラの現況

(1) 土木インフラの保有状況

土木インフラの保有状況は、次のとおりです。

① 道路（町道・農道・林道）

町道は実延長455,183.5m、総面積は1,890,188㎡、舗装率は49.33%です。

農道は総延長4,937m（うち舗装延長0m）、林道は総延長35,586m（うち舗装延長4,187m）です。

② 橋梁

町道の橋梁が183橋、延長2,450.4m、林道の橋梁が5橋、延長41.1mで、計188橋あります。このうち町道の橋梁で、橋長15m以上のものが41橋あります。

③ 上水道

昭和31年度以降整備され、水源施設が20箇所、配水施設が22箇所あります。また、水道管路は、合計173,077m（導水管4,249m、送水管4,587m、配水管164,241m）となっています。

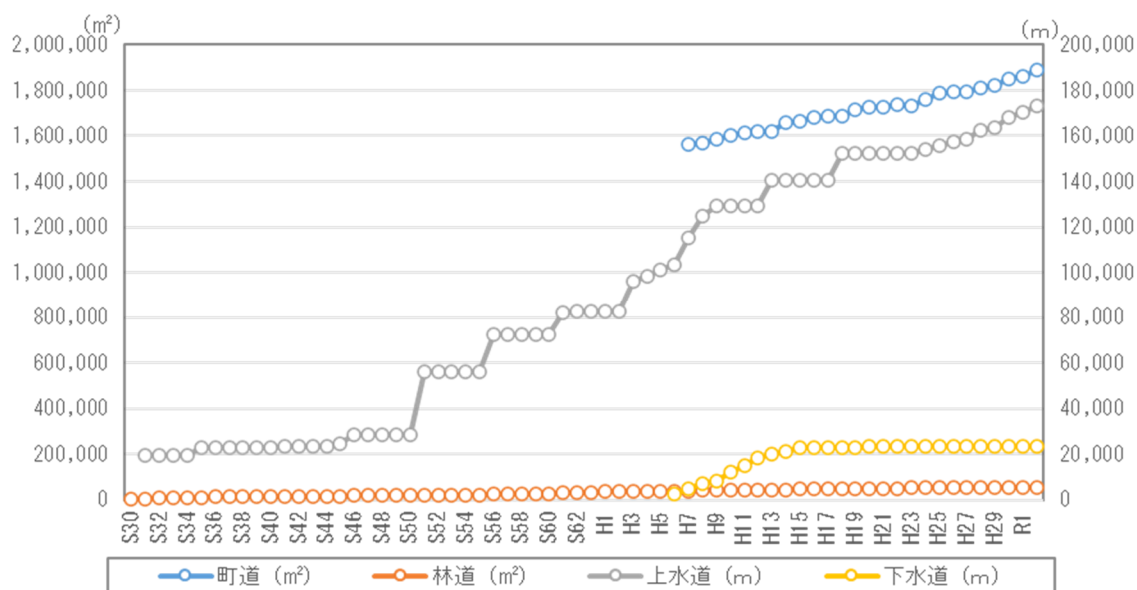
④ 下水道

平成6年度以降整備され、管路総延長は23,241mとなっています。

⑤ 公園

都市緑地が3箇所12,238㎡、街区公園が27箇所53,424.29㎡、近隣公園が2箇所34,275.07㎡、地区公園が1箇所45,924.00㎡で、合計33箇所145,861.36㎡となっています。このうち町有地は126,555.48㎡、賃借地が19,305.88㎡です。

■ 土木インフラの整備実績（累計）

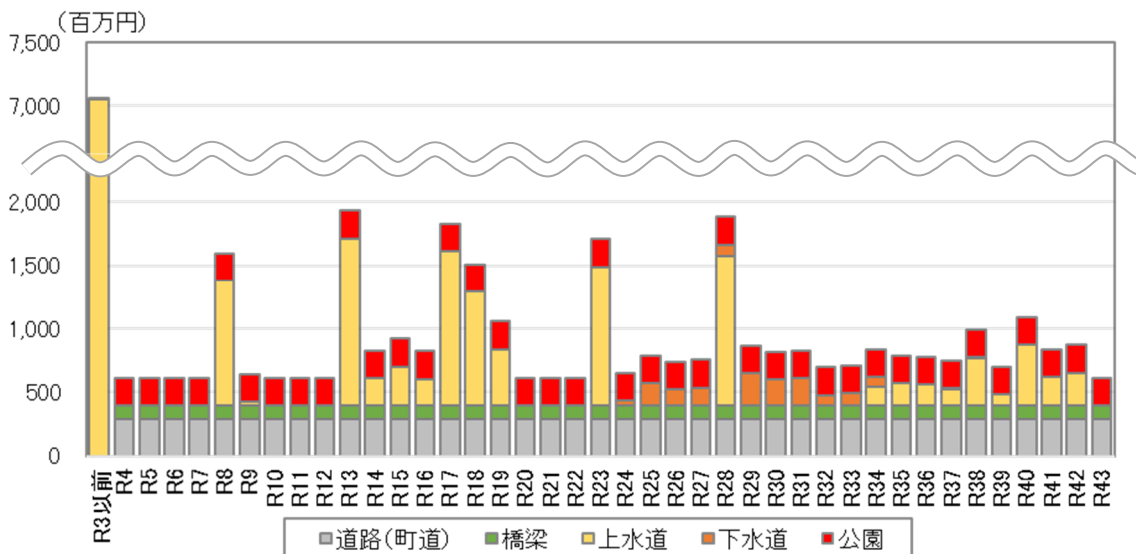


(2) 土木インフラの年度別修繕・更新費用

土木インフラの今後40年間（令和4年度から令和43年度まで）における更新費用の総額は、約429.2億円（令和3年以前の上水道（管路）の未更新分を含む）と推計されます。内訳は、道路（町道）が約116.9億円、橋梁が約40.4億円、上水道（管路）が約169.8億円、下水道（管路）が約15.4億円、公園が約86.8億円です。これらの他に、上水道の水道施設や下水道の施設等の費用が別途必要となります。

注：更新費用の総額と内訳の合計金額の不一致は、端数処理の関係によるものである。

■年度別土木インフラの更新費用の推計



※更新条件と更新単価は、以下のとおりとします。

種類	更新年数	区分	更新単価	
道路（町道）	15年	—	4.7千円/㎡	
橋梁	60年	—	448千円/㎡	
上水道	40年	導水管	～300mm	100千円/m
			～500mm	114千円/m
		送水管	～300mm	100千円/m
			配水管	～150mm
		～200mm		100千円/m
		～250mm		103千円/m
		下水道	50年	～300mm
～350mm	111千円/m			
下水道	50年	～250mm	61千円/m	
		～500mm	116千円/m	
公園	過去5年間（H28-R2）の年間所要経常経費（物件費・維持補修費等）の平均額			

注1：道路の更新費用は、現在の舗装面積÷15年×更新単価で算出（農道・林道は舗装面積が少ないことから算出から除外）。

注2：橋梁の更新費用は、「橋梁長寿命化修繕計画 令和3年」での試算を踏まえ、令和4年から令和7年までの5年間で5億円、令和8年以降は現在の橋梁面積÷60年×更新単価で算出。

注3：更新年数及び更新単価は、（一財）地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10に基づく。

3-5 今後の見通し

(1) 将来人口（第5次小山町総合計画）

令和3（2021）年3月に策定した「第5次小山町総合計画 2021-2030」では、まちづくりの方針を定めるにあたり、平成27年10月に策定した「小山町人口ビジョン」からあらためて将来人口の検討を行いました。将来人口減少及び少子・高齢化が進行し続けた場合、地域の産業・経済活動の衰退や、生活サービスそのものの維持が危ぶまれるなど、町民生活に多大な影響が現れることが想定されることから、人口減少による負の影響をできるだけ少なくするため、人口減少の要因となる自然減と社会減の両面から、対策を検討・実施することが重要とし、それぞれの将来の方向性を示しています。

将来人口の推計では、推計パターン①～⑤までの5つのパターンで推計されており、2040年における将来人口の推計結果は、約1.3～1.6万人となっています。

■推計パターンと将来人口

推計パターン	移動率上乗せ			合計特殊出生率想定		
	進学年齢 15-20歳	卒業年齢 21-26歳	定住年齢 27-44歳	2021-25 年	2026-30 年	2031-40 年
①高移動+出生高	1.0%	2.0%	2.0%	1.63	1.72	1.83
②高移動+出生中	1.0%	2.0%	2.0%	1.60	1.65	1.70
③中移動+出生高	1.0%	1.0%	1.0%	1.63	1.72	1.83
④中移動+出生中	1.0%	1.0%	1.0%	1.60	1.65	1.70
⑤現状推移	0.0%	0.0%	0.0%	1.55	1.55	1.55

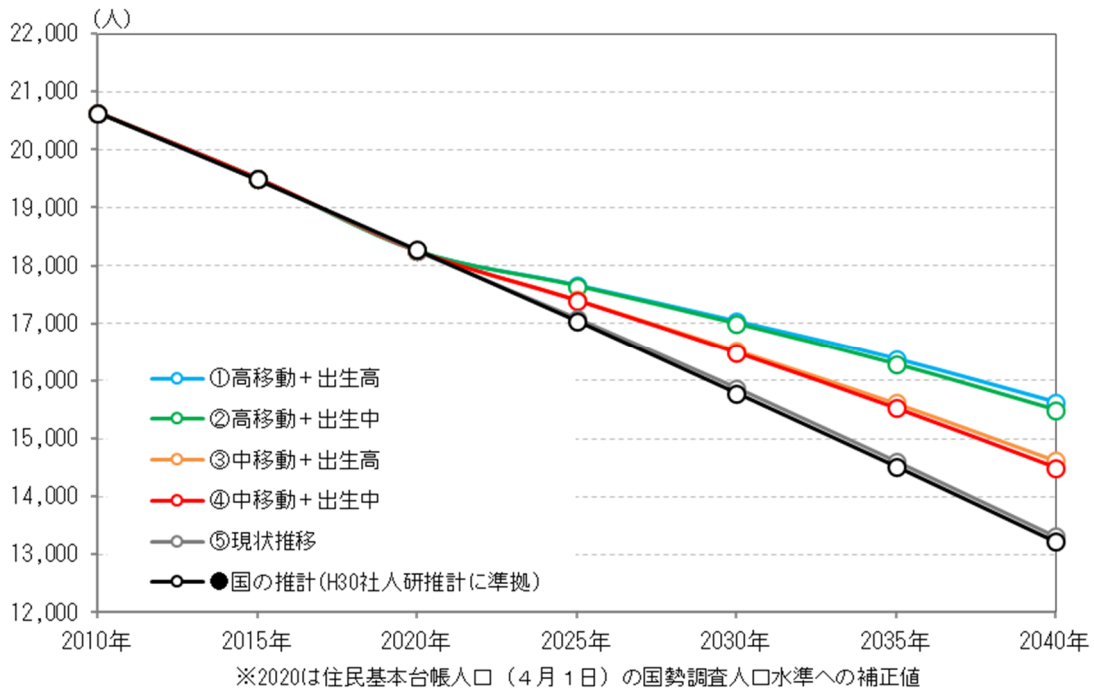
推計パターン	実績値(人)		現状値 (人)	推計値(人)			
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
①高移動+出生高	20,629	19,497	18,246	17,658	17,034	16,376	15,624
②高移動+出生中	20,629	19,497	18,246	17,645	16,992	16,285	15,489
③中移動+出生高	20,629	19,497	18,246	17,410	16,527	15,610	14,622
④中移動+出生中	20,629	19,497	18,246	17,397	16,486	15,524	14,498
⑤現状推移	20,629	19,497	18,246	17,090	15,869	14,604	13,307
●国の推計	20,629	19,497	18,275	17,039	15,786	14,513	13,217

注1：現状値 ①～⑤は住民基本台帳人口（4月1日）の国勢調査人口水準への補正值。

注2：国の推計：H30（2018年）社人研の推計値を基に試算した値。

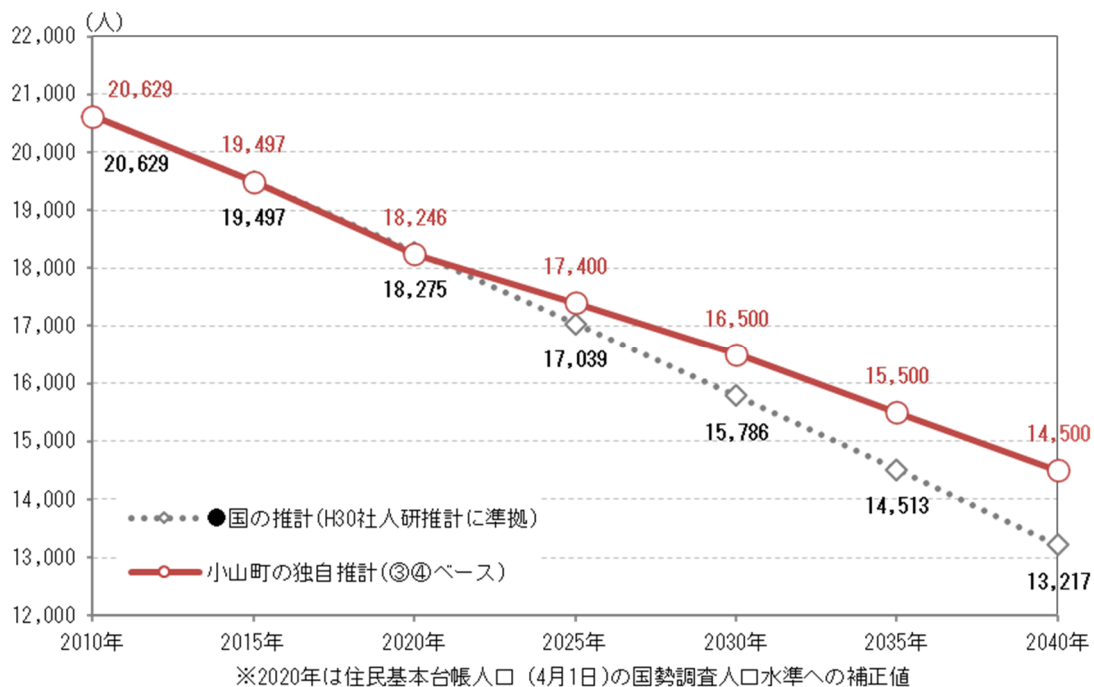
移動率	住民基本台帳に基づく男女別・1歳か階級別人口において、ある年齢（x歳）の人口が1年後の年齢（x+1歳）になるまでの人口の変化（転出入・死亡を含む）を増減率としてあらわしたものを『移動率』としています。 本町では、陸上自衛隊富士学校入学による移動率の上昇や大学進学・就職による低下に特徴があります。
出生率	今回は各年齢層（進学、卒業、定住）で移動率を底上げ（1～2%）しました。 ある期間（1年間）における、15歳から49歳までの女性の出生率（「母の年齢別出産数」÷「年齢別女子人口」）を合計したものを『出生率』としています。住民基本台帳人件費や助費等の経常的な経費が、町税や普通交付税などの経常的な収入に占める割合です（合計特殊出生率ともいう）。 今回は維持・微増傾向が継続し（出生中：出生率中位）、更に高めていく（出生高：出生率高位）を加えました。

出典：第5次小山町総合計画 2021-2030



出典：第5次小山町総合計画 2021-2030

本町が目指すべき目標人口については、推計パターン③④をベースにし、目標と現実を勘案したわかりやすさのある数値として、将来の想定人口を2030年は16,500人、2040年は14,500人を設定しています。



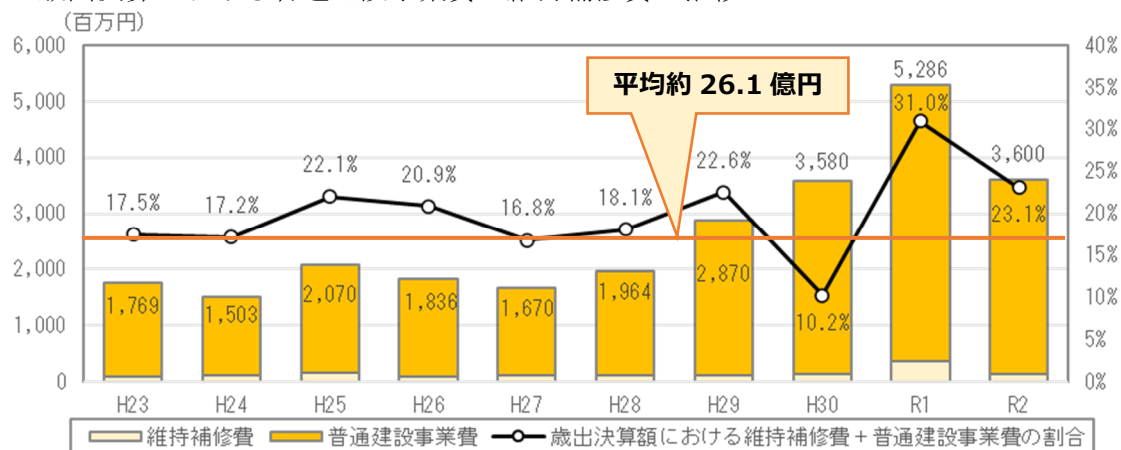
出典：第5次小山町総合計画 2021-2030

(2) 歳出決算における普通建設事業費等の推移

① これまでの普通建設事業費等の推移

公共建築物や土木インフラに充当する普通建設事業費、維持補修費の過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）の平均は約26.1億円/年で、普通会計に占める割合は平均19.9%となっています。このうち公共建築物が約10.4億円/年、土木インフラが約15.8億円/年となっています。

■ 歳出決算における普通建設事業費と維持補修費の推移



注：歳出における区分のうち、農林水産業費、土木費（住宅を除く）を土木インフラとし、それ以外を公共建築物としている。

出典：小山町 地方財政状況調査表

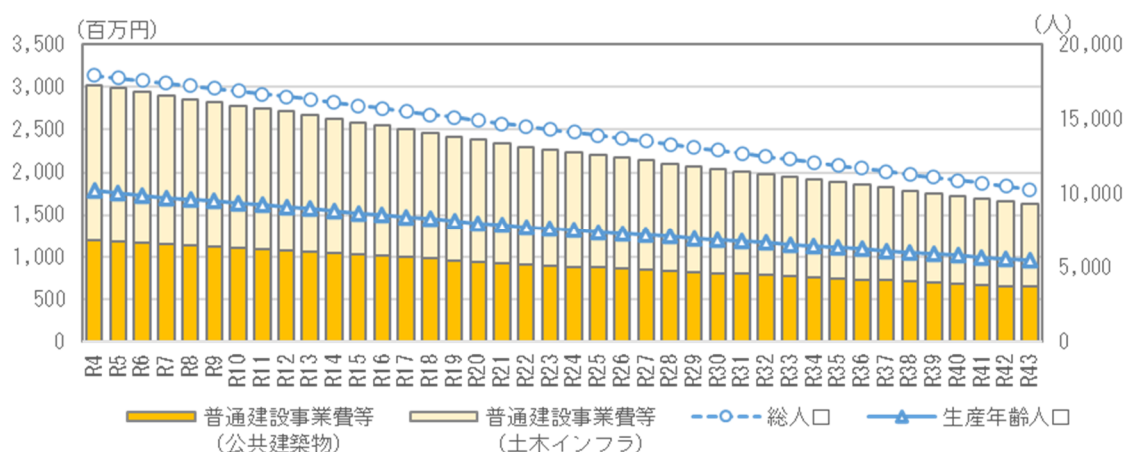
② 今後の普通建設事業費等の見通し

今後の財政の見通しについては、税制改正や社会経済状況の変化により大きく変化することが考えられますが、ここでは、普通会計決算額は令和2年度を基準として、第5次小山町総合計画における生産年齢人口に比例すると想定します。

普通会計決算額に占める普通建設事業費等（普通建設事業費に維持補修費を含めた費用）の割合は、過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）の平均19.9%とすると、今後40年間（令和4年度から令和43年度まで）における普通建設事業費等の総額は、約914.7億円と推計されます。

なお、普通建設事業費等における公共建築物と土木インフラの割合は過去10年間の平均と同様とすると、公共建築物に約362.9億円、土木インフラに約551.8億円が充当できると推計できます。

■今後の普通建設事業費等の推計と人口推計

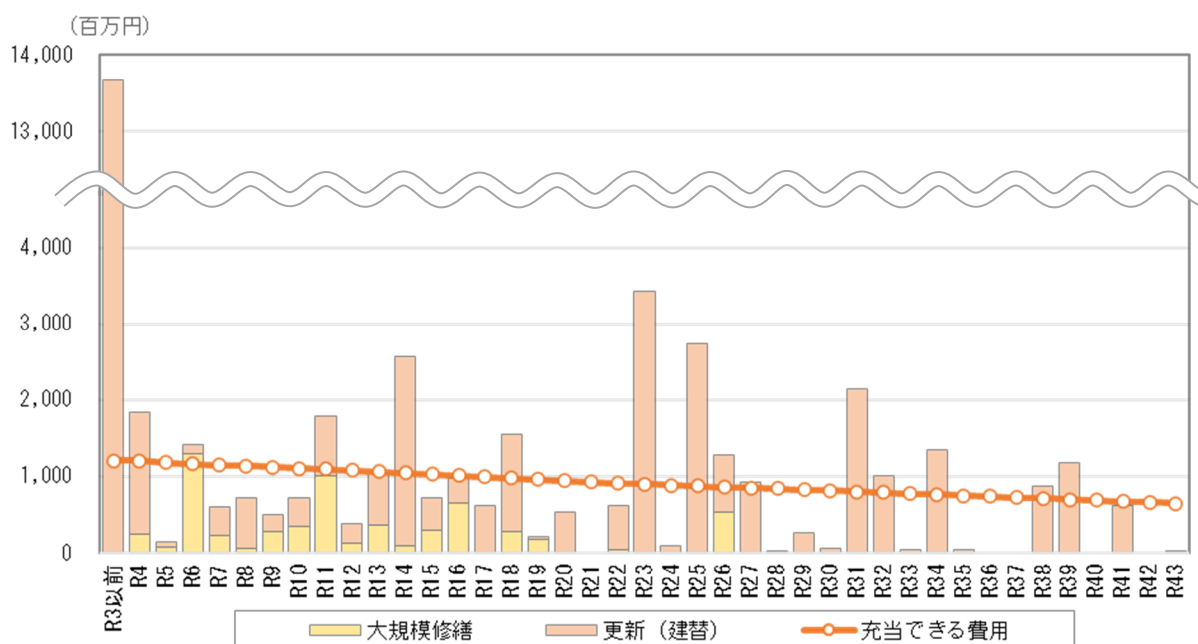


注：第5次小山町総合計画では、2040年（R22）までの人口を推計している。2040年以降は、2040年までの傾向を踏まえ、5年ごとに人口が1,000人減少すると想定したうえで人口を推計している。

(3) 公共建築物における更新の可能性

今後40年間、公共建築物の大規模修繕や更新（建替）に充当できる費用は、令和4年度から令和43年度までの40年間で約362.9億円と推計されますが、大規模修繕に約60.5億円、更新（建替）に約405.4億円（令和3年以前の未更新分を含む）で合計約465.9億円が必要と試算されていることから、約103.0億円の財源不足が見込まれ、現状の公共建築物の規模を今後も維持していくことは困難な状況です。なお、金額にはこれまでに大規模修繕を実施していない建物の費用が含まれていないことや、既に更新時期を迎えている建物が多いことから、更なる公共建築物の最適化への取組が必要と考えられます。

■ 公共建築物の更新（建替）の可能性



注1：既に更新（建替）時期を迎えている建物の更新（建替）費用については、令和3年度以前に計上している。

注2：既に大規模修繕時期を迎えている建物の大規模修繕費用については、計上から除外している。

小山町公共施設等総合管理計画

(4) 長寿命化計画による維持管理・更新費用の削減効果

現在、個別施設計画で長寿命化計画が策定されているのは、生涯学習施設、学校施設、公営住宅です。

長寿命化計画を実施した場合の維持管理・更新費用の削減効果は、生涯学習施設で約58億円（40年間）、学校施設で約41億円（40年間）、公営住宅で約246万円（1年間）と試算されています。

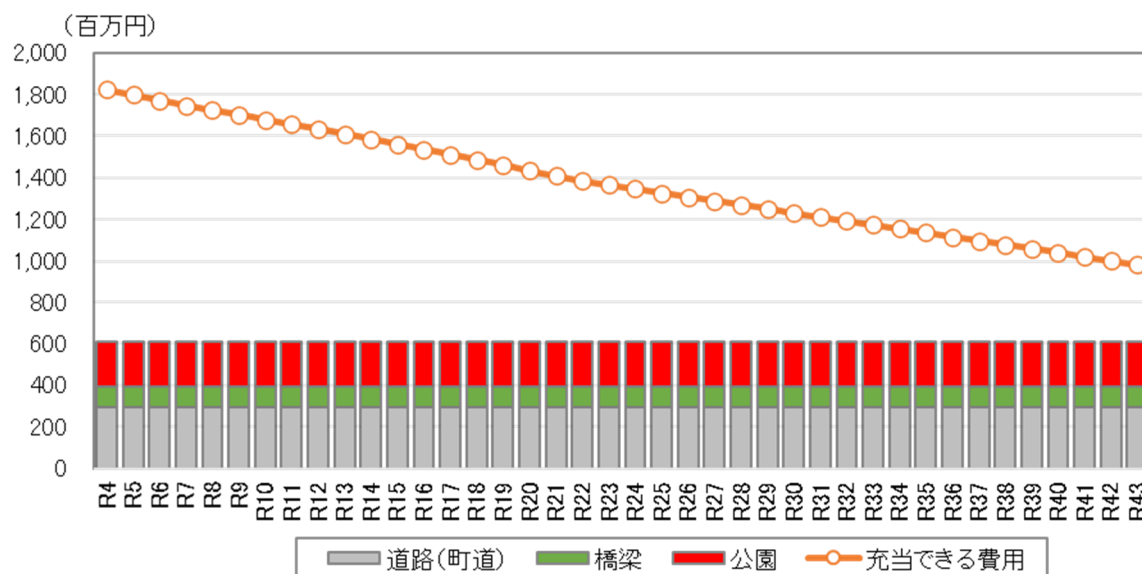
■長寿命化計画による事業費の削減効果

	小山町生涯学習施設等 長寿命化計画 2021年3月	小山町立学校施設等 長寿命化計画 2020年3月	小山町営住宅等 長寿命化計画 2018年3月
試算条件	2021年度から2060年度 までの40年間	2020年度から2059年度 までの40年間	住棟ごとに試算
従来型の 維持管理・更新費用	約135億円 (平均約3.4億円/年)	約211億円 (平均約5.3億円/年)	－
長寿命化型の 維持管理・更新費用	約77億円 (平均約2億円/年)	約170億円 (平均約4.3億円/年)	－
削減効果	約58億円 (平均約1.5億円/年)	約41億円 (平均約1億円/年)	－ (約246万円/年)

(5) 土木インフラにおける更新の可能性

今後40年間、土木インフラの建設や更新に充当できる費用は、令和4年度から令和43年度までの40年間で約551.8億円と推計されます。一方、特別会計である上水道や下水道を除いた土木インフラの更新費用には約244.1億円が必要と試算されますが、この金額には新規整備費用が含まれていないことや、現在特別会計である上水道や下水道は、状況によっては普通会計から費用負担が発生する可能性も考えられます。

■土木インフラの更新の可能性



4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 基本的な考え方

(1) 計画期間

公共施設等を適切に維持管理していくためには、中長期的な視点が不可欠です。そのため、本計画は令和4年度から令和43年度までの40年間を対象とします。

なお、本計画は、人口動向や財政状況の見通し等の変化への対応や、個別施設計画との整合性を図るために、必要に応じて見直しを行うものとします。

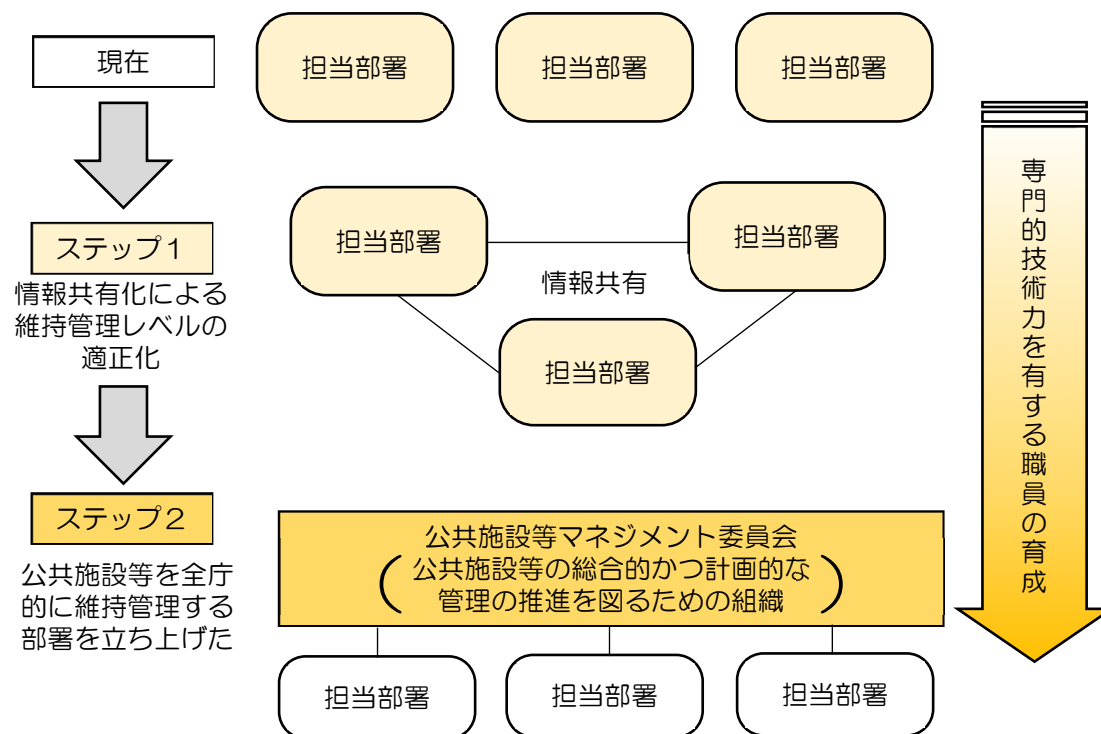
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策

本町では、従来、公共施設等は所管ごとに維持管理をしており、全庁的な観点及び中長期的な観点からの維持管理を行っておらず、公共施設等を所管する部署間で維持管理に関する情報を共有し、維持管理の適正化を図るために、令和3年度から庁内組織である公共施設等マネジメント委員会を設置し、全庁的な観点及び中長期的な観点からの維持管理及び施設の在り方、統廃合等を検討することとしました。

更に、マネジメント委員会では、公共施設等総合管理計画の策定及び実施計画のほか、公共施設等個別管理計画への助言及び計画の進捗確認等により、公共施設等の統廃合や有効活用、施設の改修時期の分散化、カーボンニュートラルに向けた公共施設等の在り方の全体的な調整を行います。

また、本町では固定資産台帳についてその有効活用がされていないことから、固定資産台帳システムを併せて活用していきます。

■全庁的な取組体制



(3) 基本的な方向性

本町では、平成27年12月に、参加と協働によるまちづくりをより一層推進していくため、「小山町自治基本条例」を制定しています。

この中で、以下の3つの基本原則により、まちづくりを推進していくこととしています。

- **情報共有の原則**：まちづくりに関する情報を共有すること。
- **参加の原則**：町民が主体的にまちづくりに参加すること。
- **協働の原則**：協働してまちづくりを推進すること。

公共建築物や土木インフラといった公共施設等は、町民生活を支えるものであり、町民に最も身近なものです。

そのため、将来にわたり町民とともに町を発展させていくために、上記の3つの基本原則に基づき、公共施設等について適切な維持管理を進め、町民サービスに的確に対応していきます。

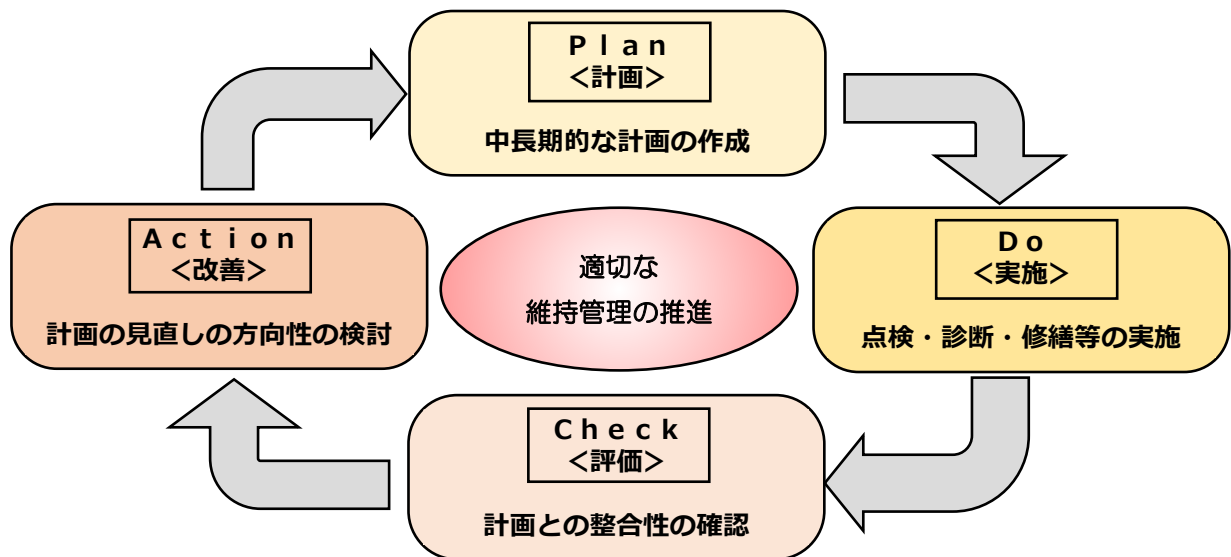
(4) PDCAサイクルの推進等に係る方針

本計画を推進するために、Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4つの視点に基づくPDCAサイクルによる進捗管理を行うことを検討していきます。

こうした進捗管理に当たっては、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施していくこととします。

本計画は、長期的な取り組みとなることから、評価の結果や社会情勢の変化なども踏まえ、必要に応じて目標や方針等を適宜見直し、内容の充実を図ります。

■PDCAサイクルの推進等に係る実施方針



4-2 公共建築物に関する方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

○築30年以上経過しているものが全体の約6割あり、老朽化が進行している

築30年以上経過しているものが約60.4%と全体の約6割あり、そのほとんどの施設が事後保全型の維持管理が行われており、計画的な修繕が実施されておらず、多くの施設で大規模修繕が必要な状況であるとともに、将来、更新時期が集中することが予測されています。

そのため、将来の更新時期の集中を防ぐためにも、計画的な修繕を進め、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

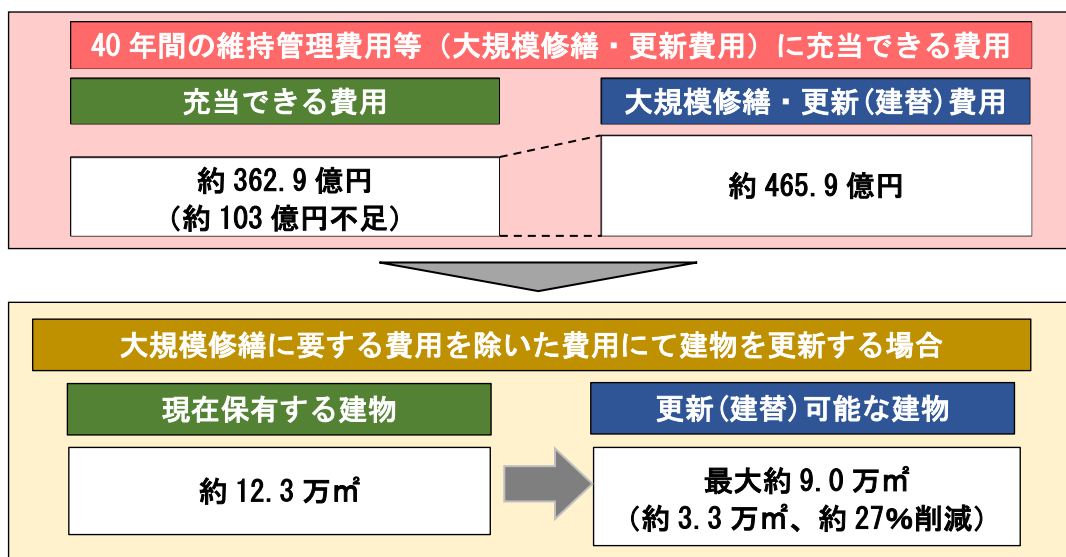
○将来、大規模修繕や更新費用の財源不足が懸念される

今後40年間における大規模修繕と更新費用の合計は約465.9億円と試算されますが、この金額にはこれまでに大規模修繕を実施していない建物の費用が含まれていないことや、既に更新時期を迎えている建物が多いこと、これに加え、新たな政策課題への対応等財政需要の増加が見込まれます。

なお、今後40年間の公共建築物の大規模修繕や更新（建替）に充当できる費用から、大規模修繕に要する費用を除いた費用にて、現在保有する建物を更新する場合、建物全体の約27%は更新ができない試算となります。

更に、社会経済状況の変化等による新たな政策課題への対応や、本町では既に人口減少が進んでいますが、三来拠点事業による転入者の増加を目指していることから新たなニーズへの対応など、更なる費用が必要となることも考えられます。

そのため、維持管理費用の削減等を進めるために、民間の活力の利用や公共建築物の集約化や複合化、補助金等の活用など、多角的な検討を進めていきます。また、公共施設の大規模修繕計画等を一元管理し、優先順位を付し財政負担の分散化を図ります。



注：40年間の充当できる費用（362.9億円）から、大規模修繕費用（60.5億円）を減じた費用に、類型別更新費用の平均値である337千円/㎡を除することで、更新（建替）可能な延床面積（最大約9.0万㎡）及び削減の必要な延床面積（約3.3万㎡）を算出している。

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

○本町における適正な公共施設数を検討する

本町は、旧村の合併により構成された現在の町域をもち、旧村ごとにあった支所や学校等をそのまま承継しています。そのため、町民1人あたりの公共施設等の床面積を他市町と比較すると、大きな床面積を保持しています。旧村の合併、分散型集落という如何ともしがたい状況はありますが、急速に進む少子化や地域コミュニティの希薄化に対応するため、ICTの導入やDXの活用により、既存の施設や機能の再検討を行う必要があります。

○地球温暖化の進行

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球温暖化が進行しています。公共施設においても、省エネルギーの取組みの推進等を通じて、温室効果ガスの排出量削減が強く求められています。

(2) 公共建築物に関する基本方針

① 基本的な方向性

●町民のニーズに的確に対応するために、町民と協働による施設の最適化を進める

P29で示した基本的な方向性を踏まえ、公共建築物についても適切な維持管理を進めていくとともに、町民のニーズに的確に対応するために、町民との協働による施設の最適化を進めていきます。

② 公共建築物に関する整備目標

町民のニーズに的確に対応するための公共建築物を提供していく必要があります。そのため、将来の施設需要等を考慮せずに公共建築物を削減することは、町民サービスの低下を招くことになります。

今後、建物の維持管理に充当できる費用にて、保有する建物を適切に維持管理ができるよう、人口動態に合わせた施設総量の削減や、町民の利用状況を捉えた施設の再配置及び更新を行い、持続可能な町民サービスを行うための最適な施設配置と施設総量を検討していきます。

③ 整備目標を達成するための取り組み

町民のニーズに的確に対応した公共建築物を提供し、施設の最適化を進めるために、以下の内容について取り組みを進めます。

ア 町民との情報共有

町民のニーズに的確に対応するために、公共建築物における施設の状況や運営等に関して、町民への情報提供の充実を図り、町民と情報を共有し、施設の最適化を進めます。

イ 適切な維持管理による施設の長寿命化

施設の長寿命化を行い、安全で良好な機能の維持保全を図り、適切な維持管理による施設の最適化を進めます。

ウ 整理・統合（集約化・複合化・多機能化）

施設の利用実態を踏まえ、町民のニーズに的確に対応するために、管理・運用面も含めて、施設や機能の整理・統合による機能転換や再編に柔軟に取り組み、施設の最適化を進めます。

また、建替時は地域の特性や利用ニーズに合致する場合は複合化を図り、単独での施設を削減し、公共施設や防災の拠点性を高め、施設の最適化を進めます。

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

■集約化・複合化・多機能化のイメージ

集約化	複合化	多機能化
同一の機能を有する施設を1つの施設に集めること	異なる機能を有する施設を1つの施設に集めること	複合化及び集約化を行う際に、新たな機能を加えること

エ 減築

単独での建替の場合は、施設の利用状況を予測し、適正な規模での減築による更新を検討し、施設の最適化を進めます。

オ 売却

整理・統合により使用しなくなった施設については、建築物を除却し、跡地の町有地については、公的利用の検討を行った上で、売却を行い、売却費用を維持管理・更新費用として活用します。

カ 特定財源の確保

大規模修繕、更新等に当たっては、国等の補助金等について、積極的に活用します。

キ 民間活力の導入・民間資本の活用

町民サービスの向上を図るため、PPPやPFI、指定管理者制度など更なる民間活力の導入や民間資本の活用を図り、管理運営コストを縮減し、縮減した費用を維持管理・更新費用として活用します。併せて、公民連携による代替機能の導入を検討します。

PPP (Public-Private Partnership)	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいい、PFI、指定管理者制度、自治体業務のアウトソーシング等などがある。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等において、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法)」(平成11年法律第117号)に基づき実施されるもの。
指定管理者制度	公共施設等の維持管理や運営等において、施設の管理権限を指定管理者に与え、指定管理者が管理実態に合わせた管理運営を行うもので、民間事業者等の高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用することにより、市民サービスの向上が図られ、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる。

ク 適正な受益者負担

利用者の理解を得られるように努め、利用料金の改定等、適正な受益者負担に関する検討を進め、施設の最適化を進めます。

④ **カーボンニュートラルと公共施設の脱炭素化の実現に向けて**

公共施設の更新や改修、大規模修繕に当たっては、自然採光や通風等の自然エネルギーの活用、外壁や開口部に断熱性能の高い建具等の使用による冷暖房負荷の低減、施設屋上への太陽光パネルの設置等により維持管理コストにも配慮した省エネルギーの取組みを行い、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて公共施設の脱炭素化を推進します。

(3) 公共建築物に関する基本的な考え方**① 点検・診断等の実施方針**

委託業者による点検だけではなく、適正な施設の管理を図るため、必要に応じて職員等による日常的な点検を実施し、公共建築物の劣化状況の把握に努めます。また、点検履歴を蓄積し、維持管理や修繕及び更新時、また本計画の見直しの際の基礎データとして活用するために、公共施設管理システム等の導入を検討します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

本町の公共建築物のほとんどは、事後保全型の維持管理が行われてきましたが、安全・安心に維持していくためには、適切な時期に適切な修繕等を行う必要があることから、延床面積が大きな施設を中心として中長期的な修繕計画を作成し、予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕等の実施に際しては、修繕計画と点検・診断等を踏まえ、事業実施の優先順位を検討し、事業予算とのバランスを見ながら、事業費の平準化の観点から踏まえ、修繕等を実施します。

更新等については、今後の人口減少等を踏まえ、近隣市町との広域行政の可能性の検討などを踏まえた上で、他施設との複合化や集約化の検討を行い、施設の最適化を進めます。

③ 安全確保の実施方針

点検や診断の結果を踏まえ、施設の安全性の確保が困難となった施設については、町民等の使用を避けるなどの対策を行い、安全確保のための工事の実施や、建物の取り壊し等について方針を定め、方針に従った事業の実施を進め、施設利用者の安全を確保します。

老朽化等により供用停止又は今後も利用見込みが無く放置された施設については、侵入防止などの応急措置を行い、今後の利活用方策を検討します。

④ 耐震化の実施方針

小山町地域防災計画において、町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努め、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとしています。また、「小山町地震対策アクションプログラム2013」を策定し、地震対策を進めています。

これらに基づき、今後の利活用の方向性を踏まえて耐震診断及び耐震補強を実施し、適切な対応を行うものとします。

⑤ 長寿命化の実施方針

予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善を計画的に実施することにより、建物の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストが縮減することから、延床面積が大きい施設を中心に必要に応じて個別施設計画を作成し、適切に維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共建築物の更新及び大規模な改善工事の実施にあわせて、誰もが使用しやすい施設整備の取り組みを進めます。

ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方（「ユニバーサルデザイン2020行動計画」より）
------------	---

⑦ 統合や廃止の推進方針

将来予測される財源不足に備え、町民ニーズに的確に対応しながら、施設や機能の整理・統合を図り、施設の最適化を進めます。

現在利用されていない施設については、耐震補強費用など利活用に必要な費用などとの費用対効果を勘案しながら、今後の施設活用の方向性について検討を進めます。

なお、廃止すべきと判断された公共建築物については、利用を中止し、他の行政需要としての利活用や、利活用の可能性のない場合、建築物を除却し土地を売却するなどによる歳入の確保など、多角的な検討を行います。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本町では、所管施設ごとに維持管理が行われていることから、町内の公共建築物全体で計画的かつ適切な維持管理や事業を進め、事業費の平準化や維持管理水準の適正化を図るため、庁内で情報を共有し、長期的・全体的な視野に立った公共施設の効率的な維持管理及び施設の統廃合を推進するために公共施設等マネジメント委員会を設置し、対応していきます。

4-3 土木インフラに関する方針

(1) 土木インフラに関する現状と課題

○施設の老朽化への対応

土木インフラは、今後40年間の更新費用の総額は約429.2億円（上水道（管路）の未更新分を含む）と推計されますが、この費用には、上水道の水道施設や下水道の施設等、また新規整備費用は含まれていません。土木インフラは、町民の生活を支えるライフラインであることから、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防ぐ必要があり、計画的な更新を進めていく必要があります。

○施設の最適化への必要性

土木インフラは、公共建築物とは異なり、再配置や統廃合といった合理化はあまり現実的ではありません。将来、現在よりも人口が減少していくことが予測されていることから、施設の利用率が低下していく中で、更新等を進めていく必要があるとともに、町民のニーズに対応するための新規整備についても同時に検討していく必要があります。そのため、維持管理と新規整備のバランスを考慮した施設の最適化を図っていく必要があります。

○人員の確保

土木インフラとして、町民の生活を支え、安全を確保するためには、対応する人員の確保が必要です。当面は職員を増加させる予定ですが、今後職員数が減少していくことも考えられることから、より効率的・効果的な維持管理を進める方策を検討する必要があります。また、技術力の維持・継承・向上を図るための方策も併せて検討していく必要があります。

(2) 土木インフラに関する基本方針

土木インフラには、道路や橋梁、上水道や下水道など多種多様な施設がありますが、町民生活を支える必要不可欠な施設であり、町民のライフラインとなっています。そのため、老朽化による稼働不能や重大な事故は未然に防止しなければなりません。

そのため、ライフラインの確保を最優先としながらも、効率的な長寿命化により可能な限り既存施設を有効に活用し、維持管理費用の縮減に取り組みます。

一方、人口ビジョンにおいては2040年の将来人口の推計14,500人と設定していますが、現在よりも人口が減少していくことが予測されていることから、施設の更新に当たっては、機能を維持しながらダウンサイジングを行うことや、施設統合や新技術の導入等を行うなどについても検討し、最適化を進めます。

(3) 土木インフラの管理に関する基本的な考え方

① 点検、診断等の実施方針

点検や診断は、担当職員や委託業者による日常的な見回りや点検とともに、町民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。

今後も適宜点検や診断を実施し、土木インフラの適切な維持管理に努めるものとし、点検や診断の結果はデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕及び更新時、また本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

② 維持管理、修繕、更新等の実施方針

町民の安全を確保しながら、原則として適切な保全による施設の長寿命化を図るため、計画的に維持管理、修繕、更新等を進めます。新規整備については、将来的に維持管理ができなくなることがないように、施設総量の適正化を図りながら進めます。

③ 安全確保の実施方針

安全・安心な町民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、危険性が認められた場合には、早急に補修等を実施し、安全性を確保します。

職員等による日常的な点検・診断において発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修するなど、情報収集の強化等により、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、早期の補修等による維持管理費用の低減を図ります。

④ 耐震化の実施方針

土木インフラの多くは、ライフラインとして町民生活に直結しており、これらの施設の地震による被害を最小限に抑えることは、町民の安心の確保につながるとともに、道路や橋梁等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、安全性確保の観点からも、優先的に耐震化その他必要な対策を進める必要があります。

対応方法は、施設ごとに異なることから、具体的な方策は、個別施設計画において個々に定めるものとし、必要性や優先性を考慮した上で、早急に安全性確保のための改善や更新を行います。

⑤ 長寿命化の実施方針

劣化・損傷が顕著となった段階で対策を実施する事後保全型の管理から、定期的な点検・診断結果を踏まえ、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型の管理に転換を行い、土木インフラの適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

今後は、劣化状況等の点検結果などのデータを蓄積し、それらの分析により、より適切な維持管理や更新等の計画にフィードバックさせ、維持管理費用の低減を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共建築物における取り組みと同様に、「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、土木インフラの更新等の実施にあわせて、誰もが使用しやすい施設整備の取り組みを進めます。

⑦ 統合や廃止の推進方針

町民生活を支える必要不可欠な施設であることから、施設の長寿命化や民間ノウハウの活用などにより、維持管理費用の削減に向けた取り組みを進めますが、今後も人口が減少することが予測されていることから、利用頻度が乏しい施設などについては、充当できる費用を踏まえた施設や廃止の検討の他に、他の施設で代替が可能かどうか、事業規模として町単独で行うのではなく広域連携等により事業統合などの可能性があるかどうかなど、多角的な面から土木インフラの機能維持のための検討を行います。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

土木インフラの安全性を確保し、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、土木インフラの維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、担当部署以外の職員や町民からの情報収集を強化するとともに、庁内での体制を強化し、情報共有等を更に進めます。

また、庁内における取組体制として、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い予防保全工事を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人員配置や人材育成に努めるとともに、技術習得のために研修会等への積極的な参加なども進め、技術力の蓄積に取り組みます。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5-1 公共建築物に関する方針

(1) 施設類型の考え方

本町が保有している102施設を、施設の所管部署や施設の性格を踏まえ、11施設用途(21類型)に分類し、施設用途別に維持管理の方向性について整理します。

■施設類型

施設類型	類型内分類	施設名(数字は建物棟数)
1. 行政系施設	庁舎等 <4施設>	本庁舎、本庁舎別棟(3)、北郷支所庁舎(2)、須走支所庁舎(庁舎・ゴミ)(3)
	消防施設 <7施設>	消防団第1分団車庫、消防団第2分団車庫、消防団第3分団車庫、消防団第4分団車庫、消防団第5分団車庫、消防団第6分団車庫、消防団第7分団車庫
2. 学校教育系施設	小学校・中学校 <8施設>	成美小学校(7)、明倫小学校(6)、足柄小学校(6)、北郷小学校(6)、須走小学校(9)、小山中学校(6)、北郷中学校(9)、須走中学校(6)
	児童屋内体育施設 <3施設>	小山地区児童屋内体育施設(小山中)、菅沼地区児童屋内体育施設(明倫小)、用沢地区児童屋内体育施設(北郷小)
	町民プール <2施設>	足柄地区町民プール(足柄小)、北郷地区町民プール(北郷小)
3. 子育て支援施設	こども園等 <4施設>	するがおやまこども園(5)、すがぬまこども園、きたごうこども園(3)、すばしりこども園(5)
	放課後児童クラブ <4施設>	明倫小学校放課後児童クラブ、足柄小学校放課後児童クラブ(旧足柄幼稚園)(2)、北郷小学校放課後児童クラブ(2)、須走小学校放課後児童クラブ
	施設等 <1施設>	子育て支援センター「きんたろうひろば」
4. 保健・福祉・医療施設	保健・福祉施設 <3施設>	健康福祉会館、シルバーワークプラザ、はあとデイサービスセンター(2)
	医療施設 <2施設>	町有診療所(こうえい痛みのクリニック)、町有診療所(なかがわ医院)
5. 町民文化系施設	総合施設 <1施設>	総合文化会館
	地区施設 <7施設>	北郷地区コミュニティセンター、上古城区コミュニティセンター、一色区コミュニティセンター、大御神コミュニティセンター、所領区コミュニティセンター、湯船区コミュニティセンター、足柄地区コミュニティセンター(2)、
6. 社会教育系施設 <1施設>		地域資料室
7. スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 <5施設>	総合体育館、弓道場、小山球場、小山道場、小山町パークゴルフ場
	観光交流・保養施設 <6施設>	道の駅ふじおやま(2)、道の駅すばしり、駿河小山駅前交流センター、足柄駅前交流センター、富士山須走口五合目観光案内所、いこいの家(4)
8. 公営住宅等 <10施設>		湯船団地(11)、南藤曲団地(7)、茅沼団地(13)、向方団地(3)、吉久保北団地(8)、棚頭団地(5)、緑ヶ丘団地(8)、富士見ヶ丘団地、浅間団地、グランファミリア落合(地域優良賃貸住宅)
9. 産業系施設 <2施設>		農村活性化センター、水田利用再編対策研修センター
10. 供給処理施設 <2施設>		須走浄化センター(4)、木質バイオマス発電所

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

11. その他	施設等 <8施設>	元富士紡績工場長宅、豊門公園(豊門会館、西洋館)(2)、小山フィルムファクトリー(3)、金時公園(金太郎テラス他)(3)、誓いの丘公園母屋、富士山五合目救護所、店舗、足柄ふれあい公園(4)
	倉庫等 <9施設>	<防災倉庫>足柄水防倉庫、須走防災倉庫、水防倉庫(音淵)、小山町防災倉庫(谷戸)、小山町生涯学習センター内防災倉庫、防災倉庫(旧消防団第7分団車庫) <その他>倉庫(須走)、谷戸倉庫、タイヤドーザー車庫
	トイレ <13施設>	東名足柄BS公衆用トイレ、用沢大御神線P P公衆用トイレ、足柄峠公衆トイレ、富士山五合目公衆トイレ、宮上トイレ、豊門公園トイレ、足柄駅前公衆トイレ、水の広場公衆トイレ、なかよし公園公衆トイレ(東側)、なかよし公園公衆トイレ(西側)、多目的広場公衆用トイレ、金時山頂トイレ、誓いの丘公園公衆用トイレ

(2) 類型別の方針

① 行政系施設（庁舎等／消防施設）

本庁舎は、本町の行政を進める上で最重要の施設です。これまで適宜修繕等を実施してきていますが、昭和57年建築であり、築39年を経過するなど老朽化が進んでいるため、令和3年度に発足した「公共施設等マネジメント委員会」を有効に活用し、概ね10年後を目安に建て替え若しくは移転を検討していきます。新庁舎の建築までは、現在の庁舎を計画的に修繕・改善し、適切に維持管理しながら使用します。

本町には3つの支所がありますが、足柄支所以外は、それぞれ地区コミュニティ供用施設が併設されています。

北郷支所は、現在耐震診断の結果、支所の一部分及び地区コミュニティ供用施設部分の耐震性が不足しているため、コミュニティ供用施設の使用制限、更に施設の建て替え若しくは移転等今後の方向性について検討を進める必要があります。

足柄支所は、令和2年度に足柄駅前交流センターが新たに設置され、同施設内に足柄支所機能を移転しました。今後は足柄駅前交流センターの維持管理の中で一緒に維持管理を行います。足柄地区コミュニティセンターについては、令和4年度に長寿命化改修事業を実施し、完成後は適切な管理運営に努めます。

須走支所は、令和元年度に支所部分及びコミュニティ供用施設部分を合わせ大幅なリニューアル工事を実施しました。今後も必要な維持管理を行います。

消防施設は、一部施設で築40年以上を経過し、老朽化が進行しています。消防施設は災害時の重要拠点の一つであり、計画的な更新が必要であることから、順次更新を進めていきます。小山消防署については、令和3年度に用地を取得し、令和4年度から設計等事業着手します。

② 学校教育系施設（小学校・中学校／児童屋内体育施設／町民プール）

小学校が5校、中学校が3校あり、建築後40年以上経過している施設もあります。児童・生徒の安全性を確保するとともに、災害時の拠点となることから、「小山町立学校施設等長寿命化計画」に基づき長寿命化を図り、適切な維持管理を行います。

また、一部の小学校・中学校では、体育館やプールを地区施設として活用しています。これらの施設についても、計画的な修繕により、適切な維持管理を行います。

現在、町内においては急速な少子化が進展しています。今後の児童・生徒数の減少により、施設規模が過大等となる場合には、教育環境の改善や社会的ニーズへの対応を図った施設の複合化についても様々な施策と合わせて検討します。

③ 子育て支援施設（こども園／放課後児童クラブ／子育て支援センター）

こども園が4園、放課後児童クラブが4施設、子育て支援センター「きんたろうひろば」が1施設あります。すがぬまこども園は、令和4年4月に新設移転し、すばしりこども園は、令和5年4月に園舎を集約化することとしています。一部施設では老朽化が進行し、緊急修繕で対応しています。施設の完成後は計画的な修繕により、適切な維持管理を行います。

また、人口推計において少子化が進むことが見込まれ、園児数の減少も進むことが見込まれることから、こども園の集約化を含め、今後のあり方について検討を行います。

なお、放課後児童クラブは施設としては4施設ですが、これとは別に成美小学校内に成美小学校放課後児童クラブがあります。

④ 保健・福祉・医療施設（保健・福祉施設／医療施設）

保健・福祉施設として、健康福祉会館、シルバーワークプラザ、はあとデイサービスセンターがあります。これらの施設は適宜修繕を実施しており、今後も計画的な修繕により、適切な維持管理を行います。

シルバーワークプラザは、老朽化と耐震性に不安があることなどから、令和3年8月の公共施設等マネジメント委員会及び令和4年1月の庁議で、現在のすがぬまこども園を移転先とする方針が決定されました。移転の際には、地区コミュニティ供用施設（地区コミュニティセンター）や地域資料室などの施設との複合化、多機能化を検討し、施設の有効活用と町民の利便性向上を図るものとします。なお、現在のシルバーワークプラザは令和4年度に解体を予定しており、跡地利用を検討していきます。

また、町内の医療水準の向上を図るために公設民営型の町有診療所として建設された2箇所の施設については、比較的新しい施設であることから、適宜修繕を実施し、適切な維持管理を行います。

⑤ 町民文化系施設（総合施設／地区施設）

町民文化系施設として、総合施設としての総合文化会館（図書館含む）と、地区施設としての区のコミュニティ供用施設など8施設があります。

総合文化会館は、平成25～26年度に大規模修繕を実施しましたが、今後も施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕により、適切な維持管理を行います。

地区施設のうち、区のコミュニティ供用施設については、所在区による指定管理が行われていますが、近年、区に認可地縁団体への移行を促しており、順次、町立の区コミュニティ供用施設を所在区へ譲渡しています。

今後も地元区と調整を図りながら、適切な維持管理を行います。

⑥ 社会教育系施設

社会教育系施設として、地域資料室があります。老朽化が進行しているため、町内の他施設の複合化に合わせ、移転を検討します。移転後は民間への売却もしくは解体等除却を検討します。移転完了までは従来同様に適切に維持管理を行います。

⑦ スポーツ・レクリエーション施設（スポーツ施設／観光交流・保養施設）

スポーツ施設として、総合体育館、弓道場、小山球場、小山道場、パークゴルフ場があります。総合体育館は、平成25～26年度に大規模修繕を実施しましたが、今後も施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕により、適切な維持管理を行います。

また、観光交流・保養施設として、道の駅ふじおやま、道の駅すばしり、いこいの家、駿河小山駅前交流センター、足柄駅前交流センターなどがあります。これらの施設は、長寿命化維持管理コストを平準化し長寿命化を図るため、計画的な修繕により、適切な維持管理を行います。

⑧ 公営住宅等

公営住宅法に基づく公営住宅として9施設（団地）ありますが、多くの施設で老朽化が進行しています。

そのため、団地別・住棟別に活用の方向性を示し、施設の長寿命化を図ることを目的とした小山町営住宅等長寿命化計画を平成25年3月に策定（平成28年3月、平成30年3月変更、令和4年度更新予定）しています。今後は、この計画に基づき、修繕や改善、建替や除却などを進め、適切な維持管理を行います。

また、新たに落合区内に建設・維持管理を一括して民間に任せる地域優良賃貸住宅（グランファミリア落合）を整備し、中堅所得層の子育て世帯向けの住宅供給を図っています。

⑨ 産業系施設

産業系施設として、水田利用再編対策研修センターと農村活性化センターがあります。これらの施設は指定管理者による管理が行われています。

水田利用再編対策研修センターは、地元区による指定管理が行われ、地区のコミュニティ供用施設として活用されています。老朽化が進行していることから、今後の施設のあり方については、地元区と協議を進めていきます。

⑩ 供給処理施設

須走浄化センターは、平成30年度に小山町下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき設備の更新事業を実施しています。今後も計画的な施設の更新を行い、適切に維持管理を行います。

木質バイオマス発電所は、施設の老朽化による発電効率の低下やFIT認定期間の終了が予測されるため、適切な点検・診断等の実施や維持管理・修繕・更新等により、施設の長寿命化を行い、安全で良好な機能の維持保全を図り、施設の最適化を進めます。

⑪ その他（施設等／倉庫等／トイレ）

その他施設として、施設等が8施設、倉庫等が9施設、トイレが13施設あります。

施設等には、国の有形登録文化財に指定されている豊門公園（豊門会館、西洋館）や小山フィルムファクトリーなどがあります。このうち、小山フィルムファクトリーは、映像撮影等を行うことや、町民が映像文化に親しむ拠点とすること、サテライトオフィスなどへの需要に応えるために施設改修を行い、現在、NPOを指定管理者として維持管理運営を行っています。

豊門会館及び西洋館については、豊門公園の改修と合わせて、リニューアルを実施し、常時開放を実施しております。将来的に民間による管理運営を目指しますが、当面の間は、町直営施設として維持管理します。

店舗については、地域住民の生活を支える必要不可欠な施設であり、町にとっても魅力創出に大きく貢献する施設です。平成30年に大規模改修を実施しましたが、引き続き適切な維持管理を行います。

倉庫等については、一部施設で老朽化が進行していることから、除却することを検討します。

トイレについては、トイレや周辺の清掃を町直営又は委託しています。適宜修繕を行い、適切に維持管理を行います。

5-2 土木インフラに関する方針

(1) 類型別の方針

① 道路（町道・農道・林道）

道路は、職員による定期的な点検・見回りの他に、町民等からの情報提供を活用し、早期対応が必要とされる危険箇所の発見に努めています。

町道については、道路ストック総点検を実施しており、舗装及び法面・擁壁の個別施設計画について、令和4年度中の策定を目指します。

また、道路照明や標識などの道路付属物についても、個別施設計画策定に向けて作業を進めていきます。今後は各個別施設計画に基づき、適切に修繕を行っていきます。

なお、農道及び林道については、適宜修繕を行います。

② 橋梁

橋梁は、町道については平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い令和3年10月に改訂しました。林道については平成25年度に点検を実施し、林道橋管理カルテを作成しています。

橋梁は、5年サイクルで近接目視点検が義務付けられていることから、点検結果に基づき、緊急性や安全性を踏まえながら、計画的な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。

③ 上水道

上水道は、平成30年度に策定した水道ビジョン及び基本計画により整備を進めています。主要な施設については、委託業者及び職員の見回りにより、早期対応必要箇所の発見に努めています。また、町民からの情報提供も役立て、老朽化に伴う水道管の漏水などの緊急修繕を実施しています。

多くの水道施設や管路施設が更新時期を迎えていることから、アセットマネジメント計画及び老朽管更新計画に基づいた施設整備費の平準化を行い、適正な財政運営を図ります。

また、今後の給水需要を踏まえ、広域連携の検討や、水道施設や管路施設のダウンサイジングの検討を進めていきます。

④ 下水道

下水道は、ストックマネジメント計画により、下水道施設や管路施設の更新を進めています。今後、管路施設についても耐用年数を迎え老朽化が進んでいくため、点検・調査に加え更新計画を検討します。

また、将来継続して施設の維持管理を進めていくために、広域化の検討やダウンサイジングの検討を進めていきます。

6 計画の推進に向けて

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設マネジメントを推進していくためには、全庁が一丸となって取り組む必要があります。

本町では、所管している担当部署が、それぞれ施設の維持管理を行っていることから、施設の整備水準が統一されていないと同時に、全庁的な施設等の整備の優先順位の検討などを行うことができていません。

そのため、庁内で情報共有を図り、施設の整備水準を統一させていくとともに、将来的には施設を管理する部署を設置し、公共施設マネジメントについて全庁的な維持管理体制を構築していくことを検討します。そのための手始めとして、町内組織として「公共施設等マネジメント委員会」を設置し、今後の公共施設の在り方等について検討を開始しました。

なお、個別施設計画については、本計画の方針に基づき、施設規模や施設内容に応じて適宜定めますが、公共施設マネジメント委員会で大規模改修等の規模や時期、施設の集約等の方針を示し、個別施設計画に反映させていきます。

(2) 資産の公表の検討

本町では、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日総務大臣通知）及び「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日総務大臣通知）」に基づき、固定資産台帳の整備を行いました。

公共施設マネジメントの一環として、国においても保有資産の一層の有効活用を図ることは重要であるとしています。

固定資産台帳の整備により、網羅的に把握される資産の状況を広く地域において共有し、民間事業者とも連携を図りつつ、未利用資産等の活用を進めることが重要であることから、整備した固定資産台帳について、資産の用途や売却可能区分を含めて公表することを検討します。

(2) 地域防災計画における施設の位置づけ

総合文化会館、小山町役場、生涯学習センター、健康福社会館、道の駅ふじおやま、道の駅すばしり、各小学校及び一部中学校が、地域防災計画で位置づけられています。

■ 地域防災計画における位置づけ

区分	施設類型	施設名
災害対策本部	町民文化施設	総合文化会館（2階集会室）（地震/風水害/噴火/その他の災害）
	行政系施設	小山町役場（2階大会議室）（地震/風水害/その他の災害）
広域避難地	町民文化施設	生涯学習センター
一次避難地	学校教育施設	成美小学校、明倫小学校、足柄小学校、北郷小学校、須走小学校、小山中学校、北郷中学校、須走中学校
	保健・福祉・医療施設	健康福社会館
指定避難所・指定避難場所	学校教育施設	成美小学校、明倫小学校、足柄小学校、北郷小学校、須走小学校、小山中学校、北郷中学校、須走中学校
	町民文化施設	生涯学習センター
	保健・福祉・医療施設	健康福社会館
防災拠点施設	町民文化施設	生涯学習センター（自衛隊災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊）
	スポーツ・レクリエーション施設	道の駅ふじおやま（防災拠点）、道の駅すばしり（防災拠点）

■ 自主防災会一覧表と集合場所

番号	自主防災会名	集合場所	番号	自主防災会名	集合場所
1	小山1区	元青雲寮跡地	21	向方区	足柄小学校
2	小山2区	小山公園駐車場	22	新柴区	公民館
3	小山3区	小山3区コミセン	23	桑木区	公民館
4	小山4区	コミュニティ広場	24	用沢区	公民館
5	生土区	生土神社前広場	25	棚頭区	コミセン広場
6	音刈区	音刈区公園	26	大御神区	コミセン広場
7	中島区	中島区コミセン広場	27	中日向区	公民館
8	柳島区	宮の前広場	28	上野区	公民館
9	湯船区	湯船公民館	29	阿多野区	公民館
10	藤曲区	成美小学校	30	吉久保区	明倫館
11	落合区	小山中学校	31	下古城区	集会所
12	南藤曲区	公民館	32	大胡田区	公民館
13	茅沼区	八幡神社境内	33	上古城区	コミセン広場
14	菅沼区	日吉神社境内	34	一色区	防災会館 コミセン 研修センター 下小林善公館
15	坂下区	甘露寺	35	上本町区	須走こども園 (旧保育園)
16	谷戸区	明倫小学校	36	下本町区	須走小学校
17	大脇区	大脇会館	37	東原区	官舎前広場
18	原向区	元町宮原向住宅	38	下原区	集会所
19	所領区	コミセン広場	39	緑ヶ丘区	集会所
20	宿区	足柄コミセン	40	雲雀ヶ丘区	須走総合グラウンド

小山町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

(令和4年3月改訂)

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2

電話：0550-76-1111 (代)

小山町企画総務部総務課